

# 薩摩藩「享保内検」と幕府「享保の改革」

尾口 義男

## はじめに

享保七年（一七二二）九月二十一日の「今度御領国中御引並之御検地被仰付候」の書き出しで始まる家老種子島久基の領内布達をもって薩摩藩最後の領内総検地である「享保内検」が開始され、それは五年余の年月を要して完了した。一方この薩摩藩の内検開始と前後して、中央では八代將軍徳川吉宗に指導された、幕府から全国諸大名に対する、年間高一万石に付き百石づつの米を春秋両度に分けて米・金いづれかで毎年幕府に上納させる幕令が發布され、この年秋から有名な「上米の制」が開始された。

本稿は薩摩藩の「享保内検」が幕府「上米の制」の開始と密接な関わりをもつて起こってきたものであることを論証することを目的とする。

ところでこの問題に関しては、先に「薩摩藩享保内検再考」（『鹿児島歴史研究 創刊号』<sup>1</sup>）で一応の考察を加えて両者の密接な関係を指摘したことがある。しかしながら、その後同好の士から当時の薩摩藩の農民支配のあり方とも絡めて旧稿をもう少し平易に説いてほしいとの声が寄せられたことに配慮して、旧稿を大幅に補足し、できるだけ平易に書き改めて発表するものである。

## 一、薩摩藩の農村社会史研究の現状と研究関心

### 1. 近世後期の薩摩藩の農村社会史研究の現状と問題点

幕末から明治維新期に我が国政治の舞台で主導的な役割を果たした薩摩藩の背景にあった民衆の社会や生活に関する具体的・実証的研究が少なくあまりよくつかめない。なかでも当時の薩摩藩の農村社会のこと、すなわち当時の薩摩藩の農村の動きや農民たちの日常の村落生活を具体的に明らかにした研究に乏しくほとんどわかっていない。

したがって薩摩藩農民と明治維新運動との関わりといった歴史学上重要な問題についても、両者を有機的・関連的に関係づけて論理的・実証的に論じた研究はこれまで皆無に近いといつてよく、ほとんど解明されていない。それ故に現在までの多くの研究事例をもつても幕末・維新期の薩摩藩農村社会の姿や農民たちの動向を具体的にイメージすることはなかなかできないのである。

このことは、何も幕末から維新期という時期のみに限定されたことではない。江戸時代の薩摩藩の農村といえば、すぐに有名な「門割制度」という言葉が思い起こされる。門割制度については、直接その解明に挑んだ研究や関連的に論及した研究など、多くの研究や著述があるが、実際のところ、その実像はよくつかめていない。

今日、門割制度下の薩摩藩の農村や農民生活が語られる際、薩摩藩社会経済史研究に極めて優れた業績や偉大な足跡を残された故原口虎雄氏が説かれた有名な「近世封建制の極北」論や薩摩藩農民に対する年貢の「八公二民」以上もしくは九割説に基づいて具体的なイメージ構築がはかられて語られているケースが多いのであるが、そのような認識をベースに少し突っ込んで数多ある農政及び農村関係史料を索捜して研究してみると、実際にはそのような大ざっぱなものさしでは簡単に理解できない歴史的事実や史料も数多くあることに気づいて、一律・単純には江戸時代二百数十年余りの薩摩藩の農村を理解しイメージすることはできないのである。

薩摩藩の門割制度については、古くは小野武夫氏の先駆的業績や『鹿児島県史 第二巻』の刊行、ついで戦後になって『鹿児島県農地改革史』や原口虎雄氏・桑波田興氏・松下志郎氏・黒田安男氏・宮下満郎氏・山中彬氏・筆者など、あいついで多くの著・論考や学究が出て研究は深められ、少しずつその支配の実態や特質が解明されてきた。その結果、これら先学の恩恵によって藩政時代のうち前半期、だいたい近世初期から中期の享保年間頃までの薩摩藩の農村の動きは、今日おぼろげながら理解できるようになってきている。しかし、それでもなお農村支配や社会の具体的で細かなことについてはわからないことが多い。そして当時の薩摩藩農民たちの日常の共同体生活となると具体的なところはほとんど解明されていないといつてよい。

ところで、江戸時代の中頃に薩摩藩で起こった極めて重大な政治的出来事に「享保内検」(一七二二～二七)と呼ばれる薩摩藩全領を対象とした総検地事業がある。

この享保内検については、旧薩摩藩領に所属した現在の鹿児島県域から宮崎県諸県地域ほか各地に多くの関係史料が残り、先学の研究事例も豊富なこともあって、それが薩摩藩の農民支配を特色づける門割制度成立上どのような歴史的意義をもち、どんな役割を果たしたのかということや、この内検事業を通して薩摩藩にどのような農村秩序が生まれていったのかということなどについては今日ほぼ解明されている。しかしながら享保内検から明治維新期に至る期間、すなわち現代にもっとも近い江戸時代後半期の薩摩藩農村社会の推移や農民たちの村落生活については、この時代を全体的に一望して体系的・実証的に解明し論証した研究は現在に至るまで全くない。

そして近世後半期のこの時代の薩摩藩の農村や農民生活を具体的にイメージする際には、おおかたの研究者が、先に指摘した原口氏の業績をベースにおいて、桑波田氏や黒田氏などの論考に当時の基本的な農政関係史料をからみ合わせることである程度イメージを構築することができる万治内検(一六五七～五九)から享保内検(一七二二～二七)期の薩摩藩農村社会や農民生活像にもとづいて、研究者が思い思いに各自なりに薩摩藩の農村や農民たちの生活をイメージして理解し語っているケースが一般的だといえる。したがって理解の本質的なところでお互いが共有し共感し合えるような学問的な認識は未だに構築されていないといつてよい。

そのような意味では、近世後半期の薩摩藩の農村支配や農民生活の実際についてはまだほとんど解明されておらず、具体的なところもあまりわかっていないのが研究の現状といえる。

## 2. 研究関心と本稿の目的

私に関心を抱いているのは、研究が著しく立ち遅れて混沌とした状態にある享保期以降の江戸時代後半期の薩摩藩の農村構造や門割制度である。享保内検を含めてそれ以降の薩摩藩の農村の動きや変遷といったものや、その下での農民たちの具体的な村落生活やその変遷、あるいはそれらと密接不可分の関係にある薩摩藩の農民支配や農村政策といった薩摩藩農政の展開等について、史料を正しく踏まえ、時代を追って体系的・全体的に理解できるようになりたいというところに筆者の研究関心があり考究を続けている。

そして近年の筆者なりの研究の進展をとおして、諸先学の研究によって形成され今日常識的に共有されている享保内検に対する従来の理解や認識にかなり改められるべきところがあることに気づいた。

また一方では、従来の先学の学問的業績に立脚して作られている享保期以降の藩政後期の薩摩藩の農村社会や農民生活に対する理解や認識も根本的に見直し改めていく必要があるのではないかと考えざるを得ない史料や研究分析途上における諸データ、及び研究成果もいろいろと出てきている。

本稿では以上のことも念頭に入れながら、江戸時代半ばに薩摩藩が実施した享保内検とよばれる領内総検地事業について、その起こり、すなわち近世中期の薩摩藩における最重要な政治的出来事の一つとされる享保内検が何故に享保七年という時期を選定して起こされることになったのか、その直接的な契機や主要原因について考察をすることを目的としている。

## 一 薩摩藩の「外城制度」と「門割制度」

薩摩藩の封建支配と社会を大きく特色づけているものに「外城制度」と「門割制度」がある。後論との関係から、享保内検の考察にはいる前に薩摩藩の外城制度と門割制度について少し触れておきたい。

### 1. 「外城制度」と薩摩藩の庶民生活

江戸時代の薩摩藩が、有事の際の軍事防衛的なことも考慮に入れながら、現在の鹿児島県から宮崎県南部の大半に及ぶ広大な薩摩藩領を治めるために作り上げた領内支配の仕組みに「外城制度」とよばれる地方郷村支配制度がある。

江戸時代、薩摩藩は領内を百余の外城（延享元年（一七四四年）以降は「一三外城に固定）、すなわち郷に行政区分して、その要枢の中心部に麓とよばれる行政地区を置き、そこに鹿児島以外の田舎に住む武士（郷士）たちを集めて住ませた。そして麓を中心に居住する郷士たちには万一の有事の際には郷土防衛軍の兵士として徴発・動員して各種軍事上の負担や責務（軍役）を果たさせた。一方で、平常にあつてはそれぞれの外城（郷）の行政領域と定められた一定範囲内の村々の支配を行なわせた。このように薩摩藩が有事の際のことを考慮・想定してつくり上げた軍事防衛を兼ねた領国支配の仕組みを外城制度という。

この「外城制度」や後述する「門割制度」に代表される江戸時代の薩摩藩の封建社会の特質を端的に言い表した言葉としてよく耳目にするものに、前にも紹介した「封建性の極北」がある。

「封建性の極北」とは、徳川幕府を中心に大小二百数十余の多くの藩

に分かれて封建支配が行われた江戸時代の我が国にあって、領内の庶民に対して最も抑圧的な政治支配システムをつくり上げ、そして実際的にも薩摩藩領民はほかの幕府領や一般の大名領の領民に比べるとかなり厳しい社会生活を送ることを余儀なくされていたという歴史事実を踏まえ、今から約四〇数年前（昭和二八年）に原口虎雄氏が用いられてのち一般化したもので、今日薩摩藩の封建支配が語られる際にはその代名詞のようによく用いられている言葉であるが、このような用語が生まれるくらいに江戸時代の薩摩藩の封建社会下の庶民生活は相当に厳しかったとされている。

## 2. 外城制度下の十七世紀初頭の薩摩藩の身分別人口

このような庶民生活の厳しさをもたらしめている要因のひとつに、薩摩藩の武士人口の多さ、とりわけ外城制度のもと、農民たちに常時密着して麓を中心に田舎に居住して生活する多くの武士（郷士）たちの存在があったことが指摘されている。

ちなみに、薩摩藩における武士の身分階層にある者と一般の庶民階層に所属する者たちの人口比率はそれぞれどれくらいを占めていたのであろうか。また、一般の庶民人口に占める薩摩藩農民の人口比率はどれくらいだったのだろうか。

江戸時代の薩摩藩の歴史研究に欠かせない最も基本的な江戸後期の薩摩藩の史料編纂物の一つに「列朝制度」<sup>14</sup>がある。これに収められた各種の文書史料群は原口虎雄氏編集の『藩法集』という薩摩藩関係の一大史料集に収められているが、この『藩法集』<sup>8</sup> 鹿兒島藩 上<sup>15</sup>の「列朝制度 卷之六」の中に、薩摩藩が宝永三年（一七〇六年）と寛政十二年（

一八〇〇年）に藩内全域を対象に実施した宗門手札改めの際に行なった調査結果に基づく人口統計資料が掲げられている。

このうち古い方の宝永三年は、江戸時代に薩摩藩が行なった四回の領内総検地（内検）のうち第三回目の万治内検（一六五七～五九）と最後の四回目の享保内検（一七二二～二七）の間の十八世紀初めの時期にあたるが、この宝永三年の統計資料によれば、第1表にみるようなデータを得ることができる。

これによれば十八世紀初頭の宝永三年段階の薩摩藩宗門手札改め時の調査結果として琉球・奄美分を含めた同藩総人口を六六万六五四一人とし、そのうち一五万五〇八人が琉球分、四万九四七二人が道之島（＝奄美諸島）分で、この琉球・道之島合計分二〇万四五八〇人を除いた残り四六万一九六一人が薩摩・大隅・日向三か国の総人口として把握・計上されていることが確認される。

この史料を細かく身分階層別にみていくと、次のようなデータを得ることができる。この統計資料において分類・記載されている身分階層は三六種を数える。これらのうち表中の1の直士から13の諸座付までの人口は、武士身分者かそれと同等もしくは準ずる階層の身分の者、すなわち城下士及び外城・私領の郷士身分の者から足軽・中間・諸座付身分の者までは、いわゆる支配する側の特権身分層に属し連なる領民として把握できる人口であるが、その総数は一三万七千人余となる。一方これに入らない支配される側の一般庶民人口とでもいうべき人口総数は三二万四千人余となっている。

享保内検の約二〇年前にあたる十八世紀の初めの頃、奄美・琉球分を除いた薩隅日三州だけの薩摩藩総人口約四六万二千人のうち約三割（二

第1表 宝永3年(1706)の宗門手札改にみる薩摩藩の人口

※出典、都城島津家所蔵「列朝制度 卷之六」  
 (『藩法集8 鹿兒島藩 上』)

1. 地域別の男女別人口

	薩隅日三州	道之島	琉球国	総人口
男子人口	267,358	25,051	76,026	368,435
女子人口	194,603	24,421	79,082	298,106
合計	461,961	49,472	155,108	666,541

2. 地域別の身分別人口

	薩隅日三州	道之島	琉球国	総人口
1. 直士(男女)	92,805			92,805
2. 直山伏(男)	379			379
3. 出家(男)	1,431		175	1,606
4. 茶道坊主(男)	84			84
5. 検校・平家座頭(男)	10			10
6. 直医師(男)	86			86
7. 社家(男女)	4,974			4,974
8. 内侍(女)	138			138
9. 一所衆内衆(男女)	33,446			33,446
10. 又内医師(男)	11			11
11. 兵具所組足輕(男女)	2,034			2,034
12. 麿付中間(男女)	801			801
13. 諸座付(男女)	1,125			1,125
14. 七島(男女)	1,159			1,159
15. 寺門前下々迄(男女)	6,777			6,777
16. 門前山伏(男)	50			50
17. 上・下・西田町人(男女)	7,023			7,023
18. 在郷(男女)	213,169	49,302	127,780	390,251
19. 岡町(男女)	9,326			9,326
20. 浦町(男女)	38,053			38,053
21. 伊集院苗代川(男女)	749			749
22. 町山伏(男)	22			22
23. 在郷山伏(男)	158			158
24. 上方并他国居付百姓(男女)	876			876
25. 船手付(男女)	1,049			1,049
26. 直士并所座付の下人并又内 (男女)	42,041			42,041
27. 座向(男)	248			248
28. ごぜ(女)	28			28
29. 又内山伏(男)	279			279
30. 上方并江戸他国抱者并居付下人 (男女)	3,109			3,109
31. 上方并江戸他国牢人(男女)	170			170
32. 入墨流人(男)	94	1	5	100
33. 諸島流人(男)・道之島流人 (男女)	98	169		267
34. 笠野原へ苗代川移者(男女)	162			162
35. 官人士(男女) ※琉球			14,014	14,014
36. 官人下人家来(男女) ※琉球			13,134	13,134
合計人口	461,961	49,472	155,108	666,541

九・七％)にあたる人間が武士身分かそれと同等もしくは準ずる支配身分階層に所属し(このうち純粹に武士身分の直士と一所衆内衆の人口は一二万六二五一人、二七・三％)、残りの約七割(七〇・三％)の人間が被支配の庶民人口であったということが理解される。

### 3. 近世中期の薩摩藩三州人口に占める農民人口比率

この薩隅日三州人口の約七割にあたる三三万人余りの一般庶民人口のうち農民はどれくらいを占めていたのであろうか。

この史料をさらに細かにみると、在郷二二万三二六九人、浦浜三万八〇五三人、城下三町七〇二三人、岡町(野町)九三二六人、寺門前六七七人、そして直士其外諸座付の下人・又内等人口四万二〇四一人などという数値を確認できる。

これによると在郷人口、すなわち純粹な農民身分として把握されている在郷の人口は二二万三千人余とみえるから、享保内検の少し前頃の十八世紀初期における薩隅日三か国だけに限った薩摩藩の農村人口は、当時の被支配庶民総人口三三万四千余人余の約三分の二相当分(約六六％)を占めていたことがわかる。それを武士身分者ほか特権支配階層所属の人口まで含めた全人口四六万人余からみた場合、約半分弱(約四六％)の比率しか占めていなかったことが理解される。

藩政中期にしてすでに全人口に占める農民身分者の人口比率の低さを確認できる一方で、反対に武士身分者の人口比率の異常な高さを知ることができるとができる。

蛇足ながら、薩摩藩の享保内検関係の各種基本史料が収められた「大御支配次第帳」<sup>(16)</sup>に、享保内検の際に薩摩藩が行なった人口調査の結果が

収められている。ついでにこれをみて一言しておきたい。

「大御支配次第帳」に収めている「薩隅日三州一紙惣総」という統計資料によれば、薩隅日三か国分の薩摩藩の在郷・野町などの庶民人口を三一万六五四人とする。このうち在郷だけの農村人口を二五万七〇六二人であるとし、ほかの野町人口を九八六四人、浦浜・塩屋人口を四万二八七四人、寺門前人口を三三六六人、城下の上・下町人口を六四〇八人としている。

また別の統計資料「薩隅日琉球高弘総」では、享保一〇年頃(一七二五年)のデータとして、薩隅日三州分に琉球・道之島(奄美諸島)まで含めた在郷の農民人口を四五万一八四九人とし、このうち一二万九六四二人を琉球分、六万二三〇四人を道之島分としている。したがって、この資料から琉球・道之島の合計分約一九万二千人余を除いた二五万九九〇三人が薩隅日三か国分の在郷人口として把握することができる。

紹介した両統計資料は、享保内検期間中のほぼ同じ時期に作成されたものであるにもかかわらず、掲げる在郷農村人口の統計数値には約二千人余の隔たりがあるが(この隔たりの数値の意味するところについては別稿に譲る)、どちらの資料もともに享保内検当時の薩隅日三州の在郷人口(三州内農民人口)として二六万人に近い数値を掲げていることには変わりはない。

以上確認した諸データから、十八世紀前期の宝永期から享保内検に至る約二〇年間の時期、薩摩藩の薩隅日三か国分の在郷農民人口は急増をみせながら二二万人台から二五万人台の後半に推移していることを理解できる。

筆者は享保内検期の薩摩藩人口を国別もしくは地域別に示した統計史

料の所在を知らない。したがって、この時期の薩隅日三州の薩摩藩領民の総人口を明らかにすることはできないが、ただ先にみた「列朝制度」〔藩法集〕の宝永三年の統計資料のデータに基づいて得られる農村人口の比率をベースにして考えるならば、「大御支配次第帳」に掲げている二五万人台の後半という薩隅日三州農民人口も当時の三州全領民の約半数前後の比率を占めていたであろうことはおおよそ推測のつくところである。

薩隅日の三州全領民の約半分を占める農民たちを治めるために薩摩藩が創り上げ、江戸時代の中頃に完成された支配形態をもって成立した薩摩藩の農村支配の仕組みを「門割制度」と呼ぶことができる。

### 三三 薩摩藩の門と門割制度

江戸時代の中頃において薩摩国・大隅国・日向国諸県郡に住む薩摩藩三州領民の約半数が農民身分の者によって占められていた。これらの農民たちを治めるために薩摩藩が創り上げたオリジナルな農村支配の仕組みを「門割制度」と呼んでいる。

「門割制度」とは具体的にどのような薩摩藩の農民支配の仕組みのことをいうのか。以下、一般的な模範事例をもって簡単に説明を加えて論を進めたい。

#### 1. 門と薩摩藩農民支配の特質

門割制度の「門」とは何か。門とは江戸時代の薩摩藩農村における農

民たちの農業経営や村落生活の単位体となった組織であると同時に、藩権力による公的な村落行政支配の基本の単位体ともなっていた農民組織のことをいう。すなわち江戸時代を通じて、薩摩・大隅・日向のいわゆる薩摩藩の本土地域の農村には、複数の農家によって編成された門とよばれて日常の農業や生活を共同的に行う農業経営体（生活・生産共同体）が普遍的にみられた。

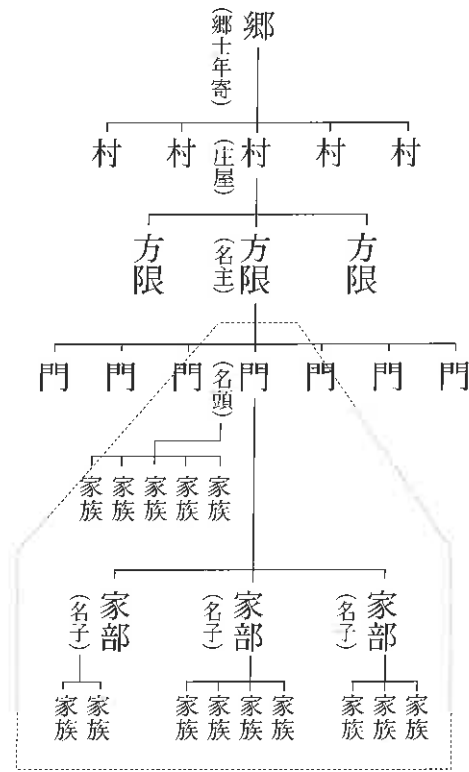
この農業と生活を一緒にする集団的な農民グループである「門」は、一般には門経営体全体を統括する立場にある名頭（みようとう）<sup>(17)</sup>のいる農家と一般の平農民の名子（なご）のいる農家の二種類の複数の農家から構成されていた農業経営体として理解されている。

なお、地域によっては「屋敷」と呼ばれる農業経営体が門と一緒に混在していた農村もある。この門と屋敷の間にはもともとは農業経営体の質にかなり違いがあつて、江戸時代の前期までは門に比べると屋敷にはもともと弱小・未成熟の小経営のものが多く、近世中期の享保頃までは屋敷は門とは質の異なる格下の経営体として厳格に両者区別されて支配が続けられていた事実を確認できる。<sup>(18)</sup>

しかし江戸時代も後期になって、領内農村の多くで屋敷が農業経営体として成熟し、質的に昇化して屋敷が門と同質化していくと薩摩藩農政上の両者の区別は消滅していつている<sup>(19)</sup>（十八世紀末～十九世紀初頭）。したがって以下、屋敷も含めて薩摩藩の農村に存在した農民組織による農業経営体を門と総称して論を進めることとする。

ところで近世にはいつて、薩摩藩では早くから領内農村の農民たちを門に集団的に組織することに努め、この門を支配や徴税などの基本の単位として治める支配方法が江戸時代を通じて続けられた。

薩摩藩の農政組織 ※ ( ) 内は長を示す



すなわちこの時代、江戸幕府領や多くの諸大名領の場合、一般的には本百姓とか自立小農民とか、時代や地域及び研究者によって呼び名はいろいろと異なるが、要するに単独で安定的な農業経営が維持できて、幕府や藩に対する一定率の公定の年貢や夫役など課役の負担能力も確実に備え見込める独立経営の農家を、検地で一つ一つきちんと把握して治め支配するといった農民支配が見られたのに対して、薩摩藩ではこのような方法は採らずに、領内全ての農民たちを門という農業組織に集団的に組織して農村を治めるといふ、非常にオリジナルで特徴ある支配方法を江戸時代を通じて続けたのである。

2. 門割制度の起り

領内の農民たちを門に組織して治める薩摩藩の農村支配の方法は江戸

時代の始めからあったものではない。

豊臣秀吉によっておこされた朝鮮侵略戦争（文禄の役）の最中の文禄三年（一五九四）から翌年にかけて南九州の島津氏領国では豊臣政権による太閤検地が実施された。この最初の領内総検地である太閤検地のうち、十七世紀初期の慶長期から十八世紀前期の享保期に至る約一世紀余の間に、薩摩藩では慶長内検（一六一一～一二二）・寛永内検（一六三二～三三）・万治内検（一六五七～五九）・享保内検（一七二二～二七）と相次いで四回の内検と呼ばれる藩独自の領内総検地が実施された。

近世前期に実施されたこれら四回の内検事業をとおして、薩摩藩では領内の農民たちを全て門に組織づけて、門という組織を通して支配する農村支配の仕組み、いわゆる「門割制度」が徐々に生み出されていったのである。

3. 門割とは

門割制度の「門割」とは何か。門割とは江戸時代の薩摩藩検地事業の際に、耕地の割換えと門農民たちの所属配置替えをセットにして藩が同時並行的に行なった農村秩序（支配秩序）の再編成のことだといえることができる。

近世前半期に実施された四回の内検のうち、特に第三回目の十七世紀半ばの万治内検前後の頃から、薩摩藩は領内農村への強い権力干渉をはじめ、内検を含めた検地事業を通して薩摩藩の農村秩序を自らが理想とする方向や支配体制に強引に改編していかうとする積極的な農政を展開し始め推進した。したがって、このような藩権力の人為的な干渉を受けることによって、薩摩藩の農村社会は従来の姿とは大きく変質し変貌



していくことになった。この農村改編による農民共同体社会の変貌に大きな役割を果たしたのが薩摩藩検地の際に実施された門割である。

#### 4. 御検地と門割

さすれば「門割」とは、具体的に薩摩藩のどのような農村再編のことをいうのか。

史料上確認できる万治内検期以降幕末までの薩摩藩検地をながめてみると、いったん個々の農村を対象にした検地事業がおこされた場合、いずれのケースにあっても、まず始めに、それぞれの村の門ごとの耕地の面積やその状態はじめ所属する個々の農民の年齢や性別・身分・健康状態ほか各経営体所持の牛・馬の役畜数などに至るまで、それぞれの門の農業経営の実態について厳密な調査が実施されている。この作業を藩政時代の薩摩藩では「御検地」と呼んだ。

幕府や一般の多くの藩のおおたの検地の場合、この薩摩藩という御検地の結果に基づいて農民たちの新たな年貢賦課ほか諸役が定め課されて検地事業は終了していくが、薩摩藩の場合には、そこに至るまでもう一つステップを踏まなければならなかった。

万治内検の行われた十七世紀半ばの検地（個別的検地も含む）から、それぞれの門の農民たちが負わされる年貢や諸役がそれぞれの村で公平にならないようにとの配慮に基づいて、門の保有する農民労働力と田畑など耕地との間にバランスを保たせてできるだけ農民たちの支配を公平に行なう目的から、「御検地」の終了後、それぞれの農村において経営体としての存続をあらためて公認したり新しく設定したりした門の経営規模を一定規模以上に定めて、それら一定基準をクリアした門に

対してそれぞれに見合った適量面積の耕地を各門に配る一方で、昔からの伝統的な門農民の家族構成や社会関係をも解体して各門の農民労働力も適正になるように配置し直す人的組織再編が行われている。

薩摩藩検地事業において、「御検地」が終了した後、引き続いて行われた村内の各門に対する田畑と農民の適正な割り付けのための作業を藩政時代には「門割」と呼んだ。

#### 5. 万治内検期以降の薩摩藩検地

万治内検を含めて十七世紀半ば以降の薩摩藩の検地事業にあつては、そのほとんど全てについて「御検地」と「門割」をセットにした検地が行われているのではないかと推測される。検地事業に際して必ず「門割」が実施されたというところに、他には見られない薩摩藩の農政や農民支配における特異性を認めることができる。

薩摩藩が支配するに都合がよく理想とする農村社会に藩全体の農村を近づけ創り出していくために、藩領全域でいっせいに「御検地」と「門割」を実施して農村の改編事業が断行されていった万治内検や享保内検と呼ばれる領内総検地では、薩摩藩の農村社会全体がそのつど大きく変質し村落秩序や農村構造など社会の様相が旧来とは一変していったことが推測される。

#### 6. 門割と均分農村の出現

十八世紀前期の一七二〇年代に実施された薩摩藩最後の領内総検地である享保内検事業を通して藩領一円でどんな農村再編事業が展開されたのか、あるいはその結果どのような秩序や構造をもつ農村社会が生まれたのかということについては、史料や研究も豊富で今日ほぼ明らかに

っている。

それでは享保内検の全領的な「門割」を通して薩摩藩はどのような村落編成に努め、どんな農村創りに励んだのだろうか。

享保内検では、一部の例外農村を除いて、藩領の三州（薩摩・大隅・日向諸県）のほぼ全域の農村において、薩摩藩は「御検地」の後の「門割」を通して、一村単位もしくは村をいくつかの地域に区切り作られた方限と呼ばれる地域ブロック単位毎に、その域内にある「門」の農民労働力（特に十五〜六〇才までの用夫と呼ばれる健全な農民男子労働力）がおおよそ等しくなるように農民配置を行なう一方で、これらの門に対して門高（主な内容は門保有の田畑）をだいたい均等に配ることによって、一村もしくは一方限内にある「門」の農業経営条件を均質・均等にして農民たちを治めることに努めている。

このような全領的な門割を通して享保内検期の薩摩藩領内には、経営規模の地域差はあるけれども、それぞれの村単位や方限単位で経営規模をみた場合、一村もしくは一方限内の門のほとんど全てが一律・平均的な経営規模を示す均分農村がいつせいに出現してくる。

### 7. 享保内検期の均分農村の具体的事例

さて、農業生産にともなう各種課役とともに何らかの浦的な負担や課役も課されていたのではないかと推察される海岸地帯の半浦的農業村落については本稿では擲いて、以下、薩摩藩領内陸の平野部や山間部にあった純然たる一般の農業村落にいくつか例をとり、享保内検期の薩摩藩の村落編成にみる典型的均分事例をいくつか示すと次のとおりである。

薩摩国の宮之城郷時吉村（現宮之城町）の場合、「大御支配門割」と

呼ばれた享保内検時の村落編成によって生まれた内検直後の時吉村の新村落状況を享保十一年（一七二六）の「薩州伊佐郡宮之城郷時吉村御検地名寄帳」<sup>(20)</sup>によってみると、時吉村三三門の全てが二二石二斗〜三斗台に経営規模（門高）をほぼ均一に設定され、これに配属されている用夫農民は二三門中二二門までが二人とほぼ平均化されている（中園・今村両門のみが用夫三人）。同村三三の門経営体の保有する生産力条件は著しく平準化されている（第2表）。

次に、これに先立つこと二年前の享保九年（一七二四）に実施された大御支配門割で成立した均分農村の村落状況を留めた同国薩摩郡入来郷「副田村御検地名寄帳」全三冊から、後年それに収められていた各門名寄帳の末尾記載の集計結果のみを書き抜いた史料が現在入来町に残っているが、これによると、当時の副田村は大きく三つの地域ブロック（方限）に分けられて行政支配を受けていたことが推察されるが、そのうち二地域ブロック内の三八農業経営体のうち三六の門経営体はいずれも二六石台後半〜二七石台前半に門高がほぼ均等に設定されている。所屬農民については男女別人数しか把握できないが、経営体毎の人口分布をみた場合、前述した宮之城郷時吉村と類似した状態を示していることに、同じような門人口や人口分布を示す他郷他村の事例をあわせて考慮すると、用夫農民はだいたい一〜三名の間に分布しつつも、そのほとんどは二人を中心分布していたのではないかと推察される。残りの二経営体はいずれも約一七石規模の屋敷経営体で、門人員二人と三人という数値から用夫農民はいずれも一人ではなかつたかと推察される。残るもう一つの地域ブロック（元村方限）の七経営体の場合、一六石余の矢越屋敷を例外として、ほかは全て門経営体で二六石前後〜二九石余に分布し、

第2表 享保11年(1726)の大御支配門割による村落再編成直後の宮之城郷時吉村の農村構造  
(門高は勺以下は切り捨て)

経営体名 (門)	門 高 石斗升合	人 口			名 子 人	用 夫 人	役 畜 疋	農民配当屋敷 (1は名頭のみ)	
		男	女	総人数				数	等級・面積 (反畝歩)
上 市 門	22・273	3	3	6	0	2	牛0・馬3	1	下 1 1 00
下 田 門	22・338	3	2	5	0	2	牛0・馬1	1	下 1 3 06
紺 屋 門	22・297	4	2	6	0	2	牛0・馬3	1	下々 4 05
松木園 門	22・307	3	1	4	0	2	牛0・馬1	1	下々 7 08
徳 永 門	22・307	2	2	4	1	2	牛0・馬2	1	下々 4 15
八日園 門	22・307	3	3	6	0	2	牛0・馬1	1	下 1 4 04
東 門	22・287	2	1	3	0	2	牛0・馬1	1	下々 5 00
西之原 門	22・278	3	2	5	1	2	牛0・馬2	1	下 1 3 15
馬 立 門	22・307	3	2	5	1	2	牛0・馬1	1	下 1 6 05
堂 脇 門	22・317	4	2	6	1	2	牛0・馬1	1	下々 8 24
外 堀 門	22・289	4	3	7	1	2	牛0・馬1	1	下々1 2 11
市 園 門	22・327	4	1	5	0	2	牛0・馬3	1	下々1 1 28
吉祥庵 門	22・248	4	3	7	0	2	牛0・馬4	1	下 1 3 02
新 政 門	22・318	2	4	6	0	2	牛0・馬2	1	下々1 0 15
中 園 門	22・306	4	1	5	0	3	牛0・馬2	1	下々1 0 12
田 島 門	22・300	5	5	10	0	2	牛0・馬5	1	下 1 4 06
樋之口 門	22・299	4	5	9	1	2	牛0・馬4	2	下々7 25・下々6 20
田 畑 門	22・277	3	1	4	0	2	牛0・馬1	1	下々1 3 15
中 原 門	22・307	3	2	5	1	2	牛0・馬2	1	下 1 0 10
下 市 門	22・345	3	2	5	0	2	牛1・馬1	1	下 1 4 00
萩 峰 門	22・278	3	2	5	0	2	牛0・馬1	1	下々2 1 00
今 村 門	22・301	3	4	7	1	3	牛0・馬1	2	下々7 20・下 6 15
中 間 門	22・245	2	0	2	0	2	牛0・馬1	1	下々1 6 03
浮 免	267・474								
合 計	780・343	74	53	727	8	48	牛1・馬44	23	総面積 2町7反3畝24歩

注1.本表は享保十一丙午年九月九日「薩州伊佐郡宮之城時吉村御検地名寄帳」(鹿児島県立図書館所蔵)によって作成した。

2.本表の時吉村23の農民経営体(門)の記載は名寄帳の掲載順に従った。

第3-A表 享保10年(1725)の大御支配門割による村落再編成直後の山田郷上名村の農村構造

門(屋敷)名 ※は浮免	門(屋敷)高 石斗升合勺才	人口			役畜数
		(男)	(女)	合計	
瀨上門	21・9・4・4・1・7	2	2	4	牛0・馬1
瀬戸山門	21・9・2・3・7・5	2	2	4	牛0・馬1
福本門	21・9・4・9・4・8	3	3	6	牛0・馬1
中村門	21・9・2・6・2・5	2	4	6	牛0・馬1
水流門	21・8・5・5・6・2	3	1	4	牛1・馬1
蔵敷門	21・9・3・3・0・1	3	1	4	牛0・馬1
外園門	21・9・2・8・9・6	4	2	6	牛0・馬1
榎田門	21・8・0・8・8・6	4	2	6	牛0・馬1
水口門	21・9・0・1・5・6	3	2	5	牛0・馬2
永清門	21・6・4・9・5・8	4	2	6	牛0・馬2
島中門	21・9・0・2・7・1	5	3	8	牛0・馬2
上之門	21・8・2・3・3・3	3	3	6	牛0・馬1
小原門	21・8・8・3・3・3	2	1	3	牛0・馬1
中野門	21・9・6・3・9・6	3	2	5	牛0・馬2
内村門	21・9・0・3・9・6	5	3	8	牛0・馬2
大戸門	21・9・3・1・0・4	3	4	7	牛0・馬2
橋西門	21・9・5・7・7・1	2	4	6	牛0・馬2
中西門	21・9・7・9・5・8	4	1	5	牛0・馬2
鳥越門	21・9・9・8・5・4	5	4	9	牛1・馬2
山之口門	21・6・4・0・3・1	5	4	9	牛0・馬2
岩下門	21・1・9・3・4・3	5	5	10	牛1・馬2
前迫間	22・0・0・0・2・1	2	2	4	牛0・馬1
今村門	22・0・6・2・0・5	3	3	6	牛1・馬1
石峯門	21・8・1・1・5・6	4	3	7	牛0・馬1
平原門	21・9・3・5・7・3	2	2	4	牛0・馬1
田中門	22・2・0・4・9・0	4	3	7	牛1・馬2
堂前門	不明	不明	不明	不明	不明
比良門	〃	〃	〃	〃	〃
長坪門	〃	〃	〃	〃	〃
上之原門	〃	〃	〃	〃	〃
徳重門	〃	〃	〃	〃	〃
森木門	〃	〃	〃	〃	〃
斜木門	〃	〃	〃	〃	〃
宮園門	〃	〃	〃	〃	〃
竹平門	〃	〃	〃	〃	〃
下水流門	〃	〃	〃	〃	〃
西之門	〃	〃	〃	〃	〃
池平屋敷	18・5・7・3・5・6	6	4	10	牛0・馬2
岩元屋敷	17・4・0・9・7・9	6	8	14	牛0・馬4
大迫屋敷	15・8・6・8・7・5	9	3	12	牛1・馬2
庄屋浮免	22・5・6・4・4・2				
老浮免	24・6・1・5・9・4				
二浮免	18・7・0・5・3・7				
三浮免	18・8・9・6・8・7				

注1.本表は(仮題)「享保10年隅州始羅郡山田郷上名村御検地名寄帳抜書」(「鹿児島県協力高事件整理書三五」)により作成した。

2.本表の出典となった史料は門や屋敷所属の農民家族欄の記載を欠落させているために、各経営体保有の用夫数や名子数は知ることができない。

第3-B表 享保10年(1725)の大御支配門割による村落再編成直後の山田郷上名村の農村構造

門(屋敷)名 ※は浮免	田地面積 町反畝 歩	畠地面積 町反畝 歩	屋敷面積 町反畝 歩	田畠屋敷総面積 町反畝 歩	門(屋敷)高 石斗升合勺才
瀨上門	・9・7・18	・3・5・24	・7・14	1・4・0・26	21・9・4・4・1・7
瀬戸山門	・9・3・22	・3・7・21	・8・19	1・4・0・02	21・9・2・3・7・5
福本門	・9・9・27	・2・6・09	・9・05	1・3・5・11	21・9・4・9・4・8
中村門	・8・7・28	・2・1・12	・1・3・00	1・2・2・10	21・9・2・6・2・5
水流門	1・0・0・13	・3・1・08	・1・0・02	1・4・1・23	21・8・5・5・6・2
蔵敷門	・8・4・28	・3・2・16	・1・0・01	1・2・7・15	21・9・3・3・0・1
外園門	・9・4・04	・2・5・25	・1・1・10	1・3・1・09	21・9・2・8・9・6
榎田門	1・0・5・19	・2・6・01	・1・3・13	1・4・5・03	21・8・0・8・8・6
水口門	・9・5・29	・3・9・08	・9・20	1・4・4・27	21・9・0・1・5・6
永清門	・8・3・01	・2・5・29	・1・0・00	1・1・9・01	21・6・4・9・5・8
島中門	1・1・3・03	・1・6・04	・1・5・23	1・4・5・00	21・9・0・2・7・1
上之門	・9・9・14	・3・1・16	・8・00	1・3・9・00	21・8・2・3・3・3
小原門	・9・7・08	・3・6・01	・8・00	1・4・1・29	21・8・8・3・3・3
中野門	・9・4・16	・1・1・26	・1・4・11	1・2・0・23	21・9・6・3・9・6
内村門	・9・3・29	・3・0・06	・1・1・20	1・3・5・25	21・9・0・3・9・6
大戸門	・9・7・04	・3・9・15	・6・14	1・4・3・03	21・9・3・1・0・4
橋西門	・8・5・11	・3・8・08	・8・20	1・3・2・09	21・9・5・7・7・1
中西門	・9・4・28	・3・5・25	・1・2・15	1・4・3・08	21・9・7・9・5・8
鳥越門	・8・9・10	・2・8・08	・1・1・18	1・2・9・06	21・9・9・8・5・4
山之口門	1・0・5・00	・3・4・22	・1・3・28	1・5・3・20	21・6・4・0・3・1
岩下門	・9・3・11	・3・0・05	・1・3・12	1・3・6・28	21・1・9・3・4・3
前迫間	・9・7・29	・3・7・07	・9・07	1・4・4・13	22・0・0・0・2・1
今村門	・8・8・04	・2・8・17	・9・21	1・2・6・12	22・0・6・2・5・0
石峯門	1・0・2・29	・2・6・07	・1・4・00	1・4・2・25	21・8・1・1・5・6
平原門	・9・2・23	・5・2・16	・5・00	1・5・0・09	21・9・3・5・7・3
田中門	・9・7・00	・2・7・20	・7・27	1・3・2・17	22・0・2・4・9・0
堂前門	不明	不明	不明	不明	不明
比良門	〃	〃	〃	〃	〃
長坪門	〃	〃	〃	〃	〃
上之原門	〃	〃	〃	〃	〃
徳重門	〃	〃	〃	〃	〃
森木門	〃	〃	〃	〃	〃
斜木門	〃	〃	〃	〃	〃
宮園門	〃	〃	〃	〃	〃
竹平門	〃	〃	〃	〃	〃
下水流門	〃	〃	〃	〃	〃
西之門	〃	〃	〃	〃	〃
池平屋敷	1・2・0・13	1・3・3・00	・1・3・00	2・6・6・13	18・5・7・3・5・6
岩元屋敷	1・1・7・09	1・1・9・11	・2・2・00	2・5・8・20	17・4・0・9・7・9
大迫屋敷	・9・4・27	・8・6・03	・1・6・09	1・9・7・09	15・8・6・8・7・5
庄屋浮免	9・3・13	7・3・11	5・00	1・7・1・24	22・5・6・4・4・2
壱浮免	1・2・7・18	1・0・6・19		2・3・4・07	24・6・1・5・9・4
二浮免	8・5・17	2・1・27		1・0・7・14	18・7・0・5・3・7
三浮免	8・5・25	3・6・13		1・2・2・08	13・8・9・6・8・7

注1.本表は(仮題)「享保10年隅州始羅郡山田郷上名村御検地名寄帳抜書」(「鹿児島県協力高事件整理書三五」)により作成した。  
 2.本表作成の典拠とした史料は、上名村の40門・屋敷中11門分の保有田畠屋敷面積及び門高の記載を欠落させている。また、全門・屋敷毎の農民家族構成の記載が欠落しているため各経営保有の用夫数や名子数を知ることはできない。

第4表 享保11年(1726)の大御支配門割による村落再編成直後の飯野郷池島村の農村構造

(門高は勺以下は切り捨て)

経営体名 (門)	門高 石斗升合	人口			名子 人	用夫 人	役畜 疋	農民配当屋敷 (1は名頭のみ)	
		男	女	総人数				数	等級・面積(反畝歩)
池島門	36・222	4	2	6	0	2	牛2・馬3	1	下 1310
鶴田門	37・198	4	0	4	1	2	牛1・馬3	1	下 1019
杉木流門	50・129	8	12	20	2	4	牛3・馬8	3	下々 125, 下9 02, 下5 04
地主門	35・208	6	7	13	1	3	牛2・馬6	1	下 728
菖蒲崎門	30・409	4	2	6	0	3	牛1・馬4	1	下 816
新原門	35・403	7	5	12	1	3	牛2・馬5	1	下 413
木原門	27・395	4	3	7	1	2	牛1・馬3	1	下々 416
有島門	35・705	3	1	4	2	3	牛1・馬2	1	下々 801, 下々 600
木崎原門	34・141	5	5	10	2	2	牛1・馬4	1	下々 520
原口門	35・437	4	4	8	1	2	牛1・馬3	1	下 322
鞍津原門	35・195	8	2	10	2	3	牛1・馬5	1	下々1902
野間門	27・636	2	5	7	1	2	牛2・馬6	2	下々 629, 下々 412
鬼川門	37・191	7	4	11	1	2	牛2・馬7	2	下 408, 下 607
井出ノ平門	36・033	4	3	7	0	2	牛1・馬3	1	下 320
星指門	37・145	5	2	7	0	2	牛1・馬3	1	下 812
浮免	0								
合計	530・448	75	57	132	15	37	牛22・馬65	19	総面積 1町5反6畝

注1. 本表は享保十一年六月朔月「(日向国)飯野郷池島村御検地竿次帳」(『宮崎県史 史料編 近世5』)によって作成した。

2. 池島村15の農民経営体(門)の記載は竿次帳の掲載順に従った。

3. 竿次帳の総耕地筆数467筆。このうち一筆の耕地が複数の門に所属している36筆については各門に均等に配分して集計した。これらを考慮した集計結果の誤差は約8%である。

4. 地主門及び新原門の用夫欄の「3人」はそれぞれ定病とある2人及び1人を差し引いた数値を掲げている。

門や屋敷の人口分布は前述した隣接の二地域ブロックとほぼ同じような傾向をみてとれる。<sup>(21)</sup>

以上、入来郷副田村の三つの地域ブロック内の四二門と三屋敷は、その経営規模（門高）にこそ大小の差が認められるものの、これら四五の農業経営体をその公的負担や保有の農民労働力との相関でみた場合、副田村のそれぞれの門高はほぼ均一・平準化されているといつてよい。

次に享保十年（一七二五）の大隅国始良郡山田郷の「上名村御検地名寄帳抜書」<sup>(22)</sup>によると、当時の上名村には三七門・三屋敷の計四〇経営体があつたことがわかるが、このうち史料で判明する二六門と三屋敷の経営規模をみた場合、門経営体群の門高はいずれも二一石〜二二石台に平均的に設定されており、これに所属する用夫農民数も多くはほぼ二人を中心に平均的に分布していたのではないかと推測される（第3表）。

さらに目を転じて、日向国の薩摩藩領の村落編成事例をみてみると、例えば享保十一年（一七二六）「日向国志布志伊崎田村御検地名寄帳」全三冊は、志布志郷伊崎田村（現鹿児島県有明町）の享保内検による改編直後の新しい村落状況を留めるものであるが、このうち同村の約三分の一に相当する一定地域ブロック内（方限）の二一門経営体の経営状況を留めた第三冊本によると、うち一九門は約三〇石〜三二石台に門高が設定され、それに割り当てられている用夫農民数はほとんどが七人と平均的である。その一方で門高二〇石台と経営規模の小さい二つの門の存在が認められるが、これに割り当てられている用夫農民はその門高に相應するようにいずれも四人となつている。<sup>(23)</sup>

先に見た入来郷副田村の事例と同じく、門高にこそ大きな違いがみられるものの、保有の農民労働力との関わりで伊崎田村の両グループの門

高をみた場合、用夫一人当たりが割り当てられ保有することになる門高にはさしたる差はなく平準化されていることがわかる。

最後に、享保十一年（一七二六）「飯野郷池島村御検地竿次帳」<sup>(24)</sup>によつて、現在の宮崎県域に所属する日向農村の飯野郷池島村（えびの市）をみた場合、池島村一五門のうち、同村の村落共同体社会で主導的・核心的な役割を負つて特別な地位にあつたのではないかと推測される約五〇石を保有する杉水流門と二七石台〜三〇石台に設定された三門の計四経営体を除いた、全体の約七割にあたる一一門の経営規模は全てが三六石前後に設定されたことをうかがうことができる。そしてこれらの門に配当されている用夫は二人ないしは三人である（杉水流門のみは用夫四人）。ごく一部の例外を除いて、同村の門経営体群の生産力条件もまたおおむね平準化されていることを理解できる（第4表）。

享保内検期の全領的な門割を経て、薩隅日三州の本土地域の薩摩藩領内には、地域によつて差はあるものの、以上の村落編成事例（第2〜4表）にみるような均一もしくは平均的な門・屋敷経営体群に占められた農村（均分農村）が全領範囲でいつせいに出現することになった。

このような薩摩藩の農村支配のあり方は「門割制度の均分支配」、もしくは「均分制的門割体制」と呼ぶにふさわしい。

#### 8. 享保内検以降の村落編成事例

ところで、享保内検以後の近世後半期の薩摩藩では、このような農村の均分支配のあり方や農村社会秩序はどうなつていくのだろうか。

享保内検ののち明治に至るまで、薩摩藩では領内総検地を実施することとはなかつた。しかし局地的な検地は藩内各地で実施され続けた。すな

わち新田・新地開発などにより大量の耕地が特定村落の近隣に出現したり、あるいは田地成・畠地成など大量の耕地の地目変換が行われて特定村落の個々の農民経営体（門・屋敷）間の実質の保有高や貢租・夫役負担量などに平準が失われ大きなアンバランス状態が発生したりした際、該当の特定村落、あるいは時としてその周辺の近隣村落まで含めた複数農村を対象に、村内農民経営体の公的負担の公平化を目的に各経営体保持の生産力条件の平準（均等）化を図る親疎門割と呼ばれる検地が実施される一方で、他方では藩として看過・放置できない村落ぐるみの深刻な疲弊と困窮にあえぎ荒廃や崩壊の危機に瀕している農村が出現した場合、その村勢回復や村落再建のために、それまで当該農村の村落行政に利活用されてきた旧来の検地竿次帳登録の農民配当高を相当量引き下げ（下り高）、農民の過重な負担の軽減を図り経営体力回復の条件を整備してやる御救門割が頻繁に実施されている。<sup>(25)</sup>

以下、近世後期の薩摩藩検地における村落再編の具体的事例を、門高と用夫数の相関に注目して、いくつか紹介すると次のとおりである。

享保十九年（一七三四）に五万石溝が竣工し、その後この用水によって新たに三〇〇町歩の水田が出現することになった<sup>(26)</sup>といわれる薩摩国出水郷の場合、それから約二十年経過して始まる宝暦年間に同郷一か村のうち八か村において検地門割が実施された事例を確認できる。

このうち最も早く宝暦三年（一七五三）に検地門割が実施されている武本村の村落編成の様相をみた場合、当時同村にあった一七門は、門高において二七石三斗五升均一の七経営体群（A群）と一八石二斗五升均一の八経営体群（B群）、及び一〇石三斗余の二経営体（C群）の三群に分かれる。これを用夫数でみるとA群が三人、B・C群が二人と各群

で均一な用夫配分となつていることが確認される。C群の一部少数の例外事例は含まれるものの、全体の八割を越す一五門経営体の用夫一人当たりの配当・負担の門高をみた場合、A群・B群ともに約九石一斗とほぼ均一である。程度の差こそあれ、おおむね類似した事例は宝暦九年（一七五九）の庄村及び同十二年（一七六二）の大川内村ほかの検地門割にともなう村落編成にも見受けられる。享保内検期の均分原則を踏襲した村落編成が宝暦期の出水郷諸村の検地でも実施されていることが知られる。<sup>(27)</sup>

次に、ほぼ同じ時期の入来郷浦之名村の検地門割実施事例でも類似の村落編成状況を知ることができる。

宝暦七年（一七五七）「薩州薩摩郡入来浦之名村御検地名寄帳」全七冊の抜書によると、当時の入来郷浦之名村には村落行政のための七つの地域ブロック単位があつて、宝暦七年の検地門割ではその地域ブロックごとに門の経営規模（門高）が設定されているのではないかということが推測されるが、宝暦七年の浦之名村検地門割による村落再編後の同村門高をみるに、七つの地域ブロックの門経営体群のうち第一群（第一冊に収められた経営体群、第二群以下これに準ず）の一〇経営体の門高は二四石六斗余でほぼ均一状態を示しているのをはじめ、第二群の五経営体は二九石六斗余、第三群の一〇経営体は二八石六斗余、第四群の一五経営体は二六石五斗二七石二斗余、第五群の五経営体は四門が二七石二斗余で一門が二九石二斗余、第六群の六経営体は五門が二〇石二斗余で一門が二六石五斗余、そして第七群の六経営体は二五石五斗六斗余に分布している。一部の僅かな例外事例は認められるものの、それぞれの地域ブロック単位別にみると、それぞれのブロック内ではほ



ば均等な門高設定が行なわれた事実を知ることができる。抜書史料からは用夫数は知ることができないのであるが、ただ判明する各門の農民人口から推して、それぞれの地域ブロック単位毎に各経営体の用夫数をみた場合、ほぼ同数か近似する数であったのではないかとすることは容易に推測がつく。<sup>(28)</sup>

地域ブロック毎の経営規模には若干の差はあるものの、保有の農民労働力との関係でそれぞれの経営規模（門高）をみると前述した享保内検期の入来郷副田村のケース同様、宝暦期の浦之名村検地でも享保以来の均分原則を踏襲した村落編成が実施されて各農業経営体の公的負担や保有労働力からみた経営条件の均質・平準化が図られていることを理解できる。

第三に、これから約四半世紀が過ぎた安永期の大隅国曾於郡郷田口村の検地門割について、次のような事実を指摘できる。

安永九年（一七八〇）、曾於郡郷田口村では御救門割が実施されているが、その直前の同村には、それまで何とか安定した経営を維持してきていたことの推測される九つの門経営体がある一方で、他方には経営規模が約半分しかない一八の屋敷経営体があった。そしてこれらの経営体のうち後者の屋敷経営体群の大半は経営崩壊か、もしくはその危機に瀕していて田口村の村落経営や維持は極めて困難な状態にあった。すなわち深刻な農村疲弊による困窮と荒廃に陥っていた。この田口村の再建を目的とした安永九年の御救門割において、藩は村内二七経営体を当時の経営実績や状況に基づいて旧来と同じように門経営体群と屋敷経営体群の両グループに分けて同村の再編・整備を図っているが、その際疲弊による困窮に苦しむ屋敷経営体群に対しては、その経営主たる農民たちに

課せられる各種公的負担の軽減を図り経営体力の強化を図ってやる目的のもと、これら経営体配当分の農民作職高を旧来分から相当量（八%弱）減額して配当する「下り高」措置を講じてやっている。<sup>(30)</sup>

こうして出現した新たな田口村の村落秩序のもと設定された九門経営体群のうち八門の門高は約三八石前後に集中分布し一門のみが三二石弱の数量を示し、一方の一八屋敷経営体群はほとんど全てが一三石〜一四石台の保有高を中心に集中的に分布している。これらの門高に対応する用夫数は門経営体群のほとんどが二人（九門中七門）、屋敷経営体群は〇〜二人の間に分布するが大半は一人（一八屋敷中一二屋敷）である。<sup>(31)</sup>門・屋敷経営体群それぞれのグループ毎に農民労働力との関係で経営規模を眺めれば、安永期の曾於郡郷田口村の検地門割においても、享保以来の均分原則をおおむね踏襲した村落編成に努めた形跡が窺い知れる。

第四に、享保内検から約一世紀経った文政二年（一八一九）に日向国高城郷大井出村でも御救門割と推測される検地が実施されているが、このとき作成された「日州諸県郡高城大井出村御検地名寄帳」<sup>(32)</sup>によって、検地門割による村落再編を経た後の大井出村三八門の経営規模（門高）をみると、約八割にあたる三〇門が二五石台に集中的に分布し、残る八門も近接した二三石〜二四石台に分布する。これに割り付けられた用夫数は〇〜三名に分布するが、大半は二人（三八門中二〇門）か一人（同一五門）である（第5表）。

藩政後期に御救門割の対象になった多くの農村の場合、ほぼ共通していずれも農民たちに割り付けられた作職配当分の耕地面積に対して耕作農民の絶対数の不足という農民労働力寡少の問題に悩まされていた事実があったことを想起するならば、この文政期の高城郷大井出村検地門割

においても、農民不足の厳しい村落状況のもと、藩はそれなりに享保以来の均分原則を踏襲した村落再編に努めたことが理解される。

第五に、これより少し後年の十九世紀前期の天保年間にいくつかの村での検地門割の実施事例をもつ薩摩国伊作郷の村落編成について次のような指摘ができる(以下、いずれも検地竿次帳の集計結果に基づく)。

天保五年(一八三四)に御救門割を受けている伊作郷中原村の場合、この検地門割ではじめて中原村に編入されたものと推測される亀原屋敷(門割以前は「中原浜在郷」として半浦の扱いを受けている)の四三石余の保有高を例外として、本来の中原村一三門のうち一二門までが一四石一五石台に集中的に分布し、残りの一門もその数量に近接した一三石台である。これに配属された用夫数は大半が四人(八門)で、残りは三人(四門)ないしは五人(一門)とほとんど均等に近いといつてよい(第6表)。

次に同じ年に検地門割が実施された隣の伊作郷今田村の場合、一六石余の坂元屋敷を唯一の例外として、ほかは一〇石一三石台を中心(一二門中九門)に二八石一三三石台に平均的に分布する。用夫数は坂元屋敷のみが三人と寡少であるが、それに門高がほぼ倍する一二門の場合七人を中心に六九人に分布する(第7表)。

また、これより四年後の天保九年(一八三八)に検地門割が実施された伊作郷湯之浦村の場合、村内一三門経営体のうち大半(九門)は一石一三石台に集中的に分布し、残る四門もそれに近接した一石一四石台に分布する。用夫数は一五人の久保門と一人の徳田門のように例外的に多くの人員を保有する事例も認められるが、ほかはほとんどが七ないしは八人で(九門)、それ以外はこれらの人員に近接した六人と

九人である(第8表)。

中原村・今田村・湯之浦村それぞれの村落単位でみた農民経営体の門高や用夫数には、それぞれ大小・多寡の差が見受けられるものの、天保期のこれら伊作郷諸村の検地門割のいずれにおいても、これまでみてきた他郷他村の事例と同じように、旧来の均分原則を踏襲した村落編成に極力努めた形跡をうかがうことができる<sup>(33)</sup>。

以上に掲げた、近世後期の五期五か郷の検地門割による村落編成事例からうかがえるように、享保内検以後幕末に至る間の薩摩藩では、享保内検期に出現した薩摩藩農村の均分支配のあり方や社会秩序こそが藩にとっては理想であり最善であるという基本的な認識や考え方が存在していたことが推測され、それが藩農政運営上永く受け継がれて門割制度が運用され、享保以来の農村秩序や農民支配方式を維持していかんとする体制的努力が藩政時代を通じて薩摩藩によって営まれ続けていったことが理解される。

したがって、蛇足ながら、上述した地域に限らず、享保内検以降の検地門割後の農村構造を一村単位で知ることのできる近世後期の検地名寄帳や検地竿次帳の類の農政史料が残存している地域では、村落内部の共同体社会の現実の実態はともかくとして、史料の上では享保内検期の農村景観とほとんど近似した均等門群に特色付けられる農村社会の景観を薩摩藩内のいたる地域に見出すことができるのである。

第5表 文政2年(1819)の検地門割(御救門割)による村落再編成直後の高城郷大井手村の農村構造

(門高は勺以下は切り捨て)

経営体名 (門)	門高	人口			名子 人	用夫 人	役畜 疋	農民配当屋敷 (1は名頭のみ)	
		石斗升合	男	女				総人数	数
米田門	25・706	1	0	1	0	1	牛0・馬0	1	下 17 20
金政門	24・748	4	3	7	1	1	牛1・馬0	1	上 16 01
上村門	24・348	4	3	7	1	2	牛3・馬2	2	上 15 00・上 11 04
稲盛門	25・715	2	3	5	1	2	牛3・馬2	2	上 16 10・上 5 12
有村門	25・715	2	6	8	1	2	牛3・馬1	1	中 7 00
上窪門	25・000	2	2	4	0	1	牛1・馬2	1	上 13 24
大窪門	24・385	3	2	5	0	2	牛1・馬1	1	上 10 06
中窪門	25・715	3	2	5	0	1	牛0・馬2	1	上 12 17
福重門	25・715	2	3	5	1	1	牛1・馬1	2	下 10 04・中 6 20
徳留門	25・000	4	5	9	0	1	牛1・馬0	1	上 12 08
内窪門	25・715	2	3	5	0	0	牛0・馬1	1	上 13 15
井窪門	25・715	2	2	4	0	1	牛0・馬2	1	中 14 14
吉永門	23・230	4	4	8	1	2	牛0・馬2	2	中 11 24・中 5 15
大井手門	25・715	6	2	8	1	3	牛0・馬1	2	中 16 10・下 6 15
尾曲門	25・715	2	2	4	0	1	牛0・馬0	1	中 14 10
徳永門	25・715	4	3	7	0	1	牛0・馬2	1	中 9 05
吉留門	25・715	2	3	5	1	2	牛0・馬2	2	中 16 20・下 8 20
宮田門	24・285	2	1	3	1	0	牛0・馬2	2	下 13 13・下々12 11
原口門	25・715	2	3	5	1	2	牛0・馬0	2	下 19 04・中 5 29
牧原門	25・715	2	1	3	0	1	牛0・馬2	1	中 10 26
山下門	24・285	2	1	3	1	1	牛1・馬1	2	中 14 12・中 5 03
福盛門	25・715	2	1	3	1	2	牛0・馬0	2	中 10 08・中 4 25
盛田門	25・715	3	2	5	1	2	牛1・馬2	2	下 8 23・上 10 10
増田門	25・440	3	1	4	1	2	牛0・馬1	2	中 12 14・下々3 15
立喰門	24・285	4	4	8	1	3	牛2・馬1	2	下 13 24・中 8 20
住吉門	24・921	1	0	1	0	1	牛0・馬0	1	中 11 27
木崎門	25・715	2	2	4	1	1	牛0・馬1	2	中 8 00・中 9 10
火迫門	25・715	2	3	5	0	1	牛1・馬2	1	中 9 16
柿木門	25・715	2	2	4	1	2	牛1・馬3	2	上 11 28・上 4 17
市場門	24・281	2	2	4	1	2	牛3・馬2	2	中 13 02・中 3 03
成枝門	25・775	4	3	7	1	2	牛1・馬2	2	中 11 12・中 5 26
富永門	25・715	4	4	8	1	2	牛1・馬0	2	中 10 05・中 8 02
田中門	25・715	2	2	4	1	2	牛2・馬2	2	上 12 11・下々11 02
道場門	25・432	3	3	6	1	2	牛5・馬1	2	下 13 15・下 7 18
中村門	25・715	4	1	5	1	2	牛1・馬1	2	下 15 12・上 12 18
前畑門	25・715	2	3	5	1	2	牛0・馬2	2	下々5 27・下 8 24
久保門	25・715	2	2	4	1	2	牛0・馬0	2	下 13 00・下 7 21
福元門	25・715	3	3	6	0	1	牛0・馬3	1	下 18 11
庄屋 永作	浮免 浮免	35・067 32・988							
合計	1203・787	102	95	197	25	59	牛32・馬49	61	総面積 6町6反7畝

注1.本表は文政2年卯三月朔日「日州諸県郡高城大井手村御検地名寄帳」(宮崎県高城町内窪勝子氏所蔵)によった。

2.本表の大井手村38の農民経営体(門)の記載順は名寄帳の掲載順に従った。

3.本検地名寄帳を集計した土地面積は田地67町2反8畝余・畠地85町9反8畝余・屋敷地6町6反7畝余・合計にして159町9反4畝余となっている。

第6表 天保5年(1834)の検地門割による村落再編成直後の伊作郷中原村の農村構造

(門高は勺以下は切り捨て)

経営体名 (門)	門 高	人 口			名 子	用 夫	役 畜
	石斗升合	男	女	総人数	人	人	疋
辻 門	15・650	7	3	10	3	4	牛0・馬1
長谷堂 門	14・871	6	1	7	1	3	牛1・馬0
堀之内 門	15・638	7	4	11	3	5	牛0・馬1
倉 園 門	15・616	6	6	12	2	4	牛0・馬1
竹之内 門	15・235	7	5	12	2	4	牛0・馬0
畦 地 門	14・995	6	4	10	2	4	牛0・馬0
窪 門	14・969	7	7	14	2	3	牛0・馬1
新 角 門	15・650	4	2	6	1	3	牛0・馬1
市 園 門	15・650	8	4	12	2	4	牛0・馬1
宮之後 門	15・400	5	4	9	1	3	牛0・馬1
大工園 門	13・186	5	9	14	2	4	牛0・馬1
山之上 門	15・600	8	12	20	1	4	牛0・馬0
加治屋 門	15・554	7	8	15	3	4	牛0・馬0
亀原 屋敷	43・635	14	18	32	4	11	牛0・馬0
浮 免	313・535						
万 浮免	17・334						
作 職 浮免	125・201						
永 作 浮免	26・120						
合 計	723・398	97	84	184	29	60	牛1・馬8

注1. 本表は天保五甲午年二月九日「薩州阿多郡伊作中原村御検地竿次帳」(鹿児島県吹上町教育委員会所蔵)によって作成した。

2. 総耕地筆数1531筆のうち複数門等への分属により配分比率不明分5筆、したがって集計結果の誤差は1%以内である。

第7表 天保5年(1834)の検地門割による村落再編成直後の伊作郷今田村の農村構造

(門高は勺以下は切り捨て)

経営体名 (門)	門 高	人 口			名 子	用 夫	役 畜
	石 斗升合	男	女	総人数	人	人	疋
宮 園 門	31・144	9	8	17	3	6	牛2・馬3
坂 元 屋敷	15・692	4	4	8	2	3	牛1・馬1
山 下 門	31・850	10	10	20	4	7	牛1・馬2
中 園 門	33・090	10	5	15	4	8	牛1・馬2
西之園 門	30・748	12	10	22	4	7	牛3・馬4
精 野 門	30・266	13	14	27	3	8	牛3・馬2
神 之 門	30・645	11	12	23	3	5	牛1・馬4
権現原 門	30・661	10	12	22	4	7	牛1・馬3
吉 峯 門	28・580	8	10	18	4	6	牛1・馬3
里之園 門	32・168	13	13	26	4	9	牛0・馬4
下之園 門	30・317	18	8	18	5	8	牛1・馬4
窪 園 門	30・397	10	13	23	4	7	牛1・馬3
今 辻 門	31・728	8	11	19	4	7	牛0・馬3
浮 免	24・217						
万 浮免	22・782						
作 職 浮免	36・698						
永 作 浮免	15・013						
合 計	484・950	127	131	258	48	88	牛16・馬38

注1. 本表は天保五甲午年正月十八日「薩州阿多郡伊作今田村御検地竿次帳」(鹿児島県吹上町教育委員会所蔵)によって作成した。

2. 総耕地筆数620筆のうち複数門等への分属により配分比率不明分60筆、したがって集計結果の誤差は10%以内である。

第8表 天保9年(1838)の検地門割による村落再編成直後の伊作郷湯之浦村の農村構造

(門高は勺以下は切り捨て)

経営体名 (門)	門 高	人 口			名 子	用 夫	役 畜
	石 斗升合	男	女	総人数	人	人	疋
田 中 門	22・558	10	9	19	5	8	牛0・馬2
皮籠石門	22・113	11	9	20	5	8	牛1・馬1
久保門	24・159	22	22	44	5	15	牛1・馬3
徳田門	23・514	20	26	46	7	11	牛0・馬4
米満門	22・100	8	10	18	4	7	牛1・馬2
今村門	22・100	12	10	22	5	8	牛0・馬2
徳重門	21・594	13	12	25	5	8	牛0・馬2
鎮守門	22・173	12	8	20	6	8	牛1・馬1
徳永門	21・914	9	9	18	5	7	牛1・馬2
三角門	22・291	12	12	24	4	7	牛0・馬3
前田門	21・920	13	12	25	6	9	牛1・馬3
尾下門	19・989	11	13	24	6	8	牛0・馬2
片平門	19・370	12	14	26	4	6	牛2・馬2
三本門 浮免	26・144						
東門 浮免	26・280						
行司門 浮免	28・803						
加治屋門 浮免	29・410						
三石門 浮免	31・181						
浮 免	84・587						
万 浮 免	7・229						
作 職 浮 免	39・427						
永 作 浮 免	82・769						
庄 屋 浮 免	6・604						
合 計	651・057	165	166	331	67	110	牛8・馬29

注1. 本表は天保九戊午年二月廿一日「薩州阿多郡伊作湯之浦村御検地竿次帳」(鹿児島県吹上町教育委員会所蔵)によって作成した。

2. 総耕地筆数1579筆のうち虫損等により所属不明の筆数8筆、したがって集計結果の誤差は1%以内である。

## 四、薩摩藩「享保内検」と幕府「享保の改革」

### 1 本節のねらい

江戸幕府八代將軍徳川吉宗に指導された幕政改革（享保の改革）が本格的に始まって間もない享保七年（一七二二）九月二十一日、薩摩藩では家老種子島久基の名で発令された領内布達をもって最後の領内総検地となる享保内検が開始された。その事業は約五年の年月を経たのち享保十二年（一七二七）に終了した。

すでに指摘したように、この内検は近世後期の薩摩藩の農村支配を特色づける門割制度の均分支配体制の出現に決定的な役割を果し、享保以降明治維新期に至るまで薩摩藩農民たちの共同体生活や藩農政を基本的に規定して極めて大きな影響を与え続けた総検地事業であった。

ところで、この時期、薩摩藩でどうして享保内検が起こされることになったのか。すなわち享保七年九月というこの時期を期して、薩摩藩がかかる領内総検地の実施を敢えて決断して実施することにした最も直接的にして最大の原因や契機となったものは何だったのだろうか。また、このような一大事業を決意・断行した藩当局の思惑や主たるねらいは奈辺にあったのだろうか。以下、本題の考察に入りたい。

### 2 享保内検の起源についての従来の理解

#### a. 享保内検当初の藩の公式所見にみる原因・

#### 背景・目的、その起り

享保内検の起りや発端が問題とされた場合、これまでの研究では一般にどのように理解されてきているのであろうか。

享保内検のことを理解し、研究を深めていく際に欠かせない基本史料に「大御支配次第帳」<sup>16</sup>と「享保御引并御支配頭書大概 全」<sup>35</sup>という史料がある。最初にこれらの史料に拠ってみてみたい。（前者の「大御支配次第帳」は、支配方役人Ⅱ代官役として内検業務に直接関わった榎本新兵衛が内検期間中に藩庁から発せられた多くの指令から重要箇所を抜書したものに藩庁作成の各種統計資料類を合わせ収めて、享保十三年に纏めたものであり、もう一つの「享保御引并御支配頭書大概 全」は郡奉行として内検の実務にあずかった衾寝甚兵衛ほか五名が、享保十二年十月の内検終了時点において、事業の開始から終わりまでの主な顛末をまとめ藩庁に提出した報告書類とでもいうべき史料といえる。）

二つの史料のうち、「享保御引并御支配頭書大概 全」に拠れば、薩摩藩が享保七年に領内総検地の実施を決断するに至った当時の藩内事情や背景、及び実施にあたっての基本的な考えや目的などについて、次のように記している。

A. 「享保七年九月廿一日、家老種子島久基達書」

出典、「享保御引并御支配頭書大概 全」

〈東京大学史料編纂所所蔵〉

今度御領國中御引并之御検地被仰付候儀、万治年簡御検地六拾余年二相成、依所者地面致親疎、且又人少キ在所茂有之、又者人過分二相増作職地致不足、農人及迷惑所茂有之由候、右二付而者御蔵入・給地徴納相滞不宜候、今躰二而被差置候時者、御領國中困窮之積候処、此節一統之御引并を以、地面甲乙無之、人少キ在所江者人配を以被召移、先様農人共稼穡存候二有之、年貢等首尾能相調候様有之度思召を以、

前掲史料は、享保七年九月二十一日、享保内検事業の着手に先立って薩摩藩家老種子島久基の名で出された内検関係最初の領内布達の前文である。以下、この布達の記事部分の意味しているところを補って紹介すると、だいたい次のとおりとなる。

「今度薩摩藩が享保内検（御領國中御引并之御検地）の実施を命じることにしたのは、次のような理由による。

万治内検（万治年簡御検地）から今日の享保年間に至るまで六〇年余りが経過しながら、この間に薩摩藩では領内全体を対象とした総検地事業が実施されてこなかったために、地域によっては農民たちが所持して耕作する田畑（地面）に広狭・多少のアンバランス状態（親疎）が発生して、耕地に対して農民数が少な過ぎる農村（在所）がある一方で、農民過多となるくらいに人口が増えて農民配当用の耕作地（作職地）が不足したりして、農民たちが非常に困っている地域もあるようである。

このことは藩直轄の蔵入地及び家臣団給付の給地を問わず農民たちからの年貢徴納等に支障をきたし好ましくない事態を発生させている。現在の状態をこのまま放置し続けて何も対策を講じなかったならば、今後領内の農民たちの生活はますます困窮していくことが予想される。

このような領内の農村事情を勘案・考慮されて、薩摩藩全体の農民たちの公役負担の平均・公平化を実現するために領内総検地（一統之御引并）を実施することとして、農民たちの所持・耕作する土地に多少のアンバランスがないようにしてやり、農民が少な過ぎる所には人口の多い所から人配を実施して農民を移住させるなどして、これから先農民たち

が農業を思いのままに経営できて、年貢等も思いどおりに揃えて納めることができるようにしてやりたい、との藩主からの御意向（思召）があったので、この度享保内検（大御支配）の実施が命ぜられることになった次第が（家老種子島久基を通じて）薩摩藩領内に下命通達された。」

これによると、享保内検は当時の薩摩藩主、すなわち島津継豊の意向を受けて開始されることになったものであるとし、藩主継豊がこのような決断をするようになった理由や背景として、万治内検（一六五七～五九）から享保七年（一七三二）に至る約六〇余年の間、薩摩藩では領内総検地が実施されることがなかったという事情から領内各地の郷村で「地面親疎」の状態が進行し、藩政運営上甚だ不都合で深刻な事態が各地の農村で発生して進行していることを挙げている。

そしてこのような事態認識を踏まえて、享保内検を起こした目的を、総検地の発動をもって現状の領内郷村秩序を全面的に再編成して農民負担の平均・公平化（一統之御引并）を図ってやり、年貢徴納等に支障の出ることのない農民たちの安定的生活と経営を全領的に実現してやることにあるとしている。

この史料で指摘するとおり、果たして享保内検の最初の主体的で積極的発案者が当時の薩摩藩主継豊で、その意向が実際に内検発動の最大の直接的発端となったのかどうか、それともこのくんだりはこの種の法令発布に付属した単に形式的なものだったのかどうか、これについてはこのあとの論の展開から判断していただくことにするが、ただ当時の藩主を中心とした薩摩藩当局がこのような決断を行なうに至った原因や背景として挙げられている、領内各地の諸郷村で進行している深刻な「地面親疎」状態に象徴される不都合な農村問題を「一統之御引并」を行なって根本



的に解消するために薩摩藩の享保内検事業が起こされたとする理解は、今日一般の研究者や本県の『郷土史』の類に常識的なものといえる。

この史料に拠るかぎり、享保内検は当時の藩内事情を踏まえて起こされた全面的に薩摩藩側の主体的動機と決断によるオリジナルなものということになる。

#### b. 先学の研究にみる原因・目的、その契機

享保内検に関する研究といえば、桑波田興氏と黒田安雄氏の業績が現在の最高水準のものとして活用されている。二人は内検の原因や目的及び発端となった契機等について、それぞれどのような理解を示しておられるのであろうか。ここで二人の学究の所説をみておきたい。

#### 【桑波田興氏の所説】

桑波田興氏は「藩政の成立」外様藩藩政の展開―薩摩藩<sup>(35)</sup>という論考において、近世の薩摩藩の政治体制がどのような経緯を経て成立し完成していったかを説明される中で、薩摩藩が近世前期に実施した四回の領内総検地（内検）がそれぞれどのような歴史的役割を果たし意義を有していたかを論証し説明しておられる。氏は慶長内検から享保内検にいたる近世前期の薩摩藩の四内検について次のように指摘される。

すなわち氏によると、豊臣秀吉による文禄太閤検地に対する修正的目的のもとに実施された内検事業としての性格を有しながら、門割制度成立史の観点から眺めた場合、中世名主的経営の家父長制的複合家族による安定的経営体たる門経営体と中世末以来自立・上昇過程にあった小家族の小農民経営体たる屋敷経営体とが混在していた近世初頭の薩摩藩農

村社会において、藩権力が屋敷小農民層の自立への途を体制的に鎖して門的経営体を基本とする農民支配の方向を打ち出したのが最初の慶長内検、そして直接的には薩摩藩軍役体制の確立を企図して実施された検地ではあったものの、高内容の引き下げによる役屋農民の拡大措置を企図した農政の推進等により結果として屋敷農民層による小農民経営が徹底的な破壊を受けることになって薩摩藩農村における門体制の一層の進展がもたらされることになったことが推測されるのが二回目、寛永内検、次いで一方で薩摩藩農政機構の整備に積極的に努めつつ他方では小規模な屋敷経営など弱小の農民経営体の解体や整理・統合が推進されて、小農民経営が完全に切り捨てられて門体制の強化と発展が強力に図られ、薩摩藩農村の個々の農業経営体が藩権力によって直接把握されるようになって同藩農村の近世的支配が実現したのが三回目の万治内検、さらには農民支配における藩権力の干渉が薩摩藩農村の個々の農民経営体内部の労働力にまで及ぶことになって、一定地域内（村もしくは方限単位）における経営体群の保有田畠や農民労働力など経営条件の均質・平準化を押し進めて展開した均分的村落支配の実現、すなわち近世後半期の薩摩藩農村社会を特色づける門割制度における均分的支配体制が全領的に施行されることになって、いわゆる薩摩藩における幕藩制大名領主的土地支配が完成をみたのが最後の享保内検であったことを指摘されている。

以上明らかなように、藩政の確立に最大の政治的関心を払い続けて進められた近世前期の薩摩藩の政治過程の中で展開された一連の藩農政の大きな流れのもと、「薩摩藩農民の土地保有権を幕藩制大名領主的土地支配にいかん秩序づけ貫徹させていくか」、換言するならば薩摩藩農民たちに対する封建的な土地支配を藩がどのように強化して徹底・貫徹し

たものにしていくかを、藩農政上の最大の関心事や目的として展開された近世前期の一連の薩摩藩農政の流れにおける終着・完結点に位置するものとして桑波田氏は享保内検の役割と意義を説かれ、このような前代からの藩農政の流れのもと、享保期のこの時期（享保七年）に享保内検が薩摩藩によって起こされたのは、それまでの同藩が辿ってきている歴史の経緯や背景から必然的なものであった、という認識を暗に示されておられる。

#### 【黒田安雄氏の所説】

次に「薩摩藩享保内検の一考察」<sup>(36)</sup>において享保内検の本格的な実態究明を試みられた黒田安雄氏は、十八世紀前期の「宝永から享保にかけて精力的に遂行された検地・門割は、小農をめぐる封建的生産関係の強化をめざして意欲的に展開されていたこの期における農政の一端を表現する」ものであつて、薩摩藩農政の基本をなす門割制度は「万治から享保に至り、制度的にその内容と形態が固定され、以後幕末に至るまで変更されることはなかった」という観点から、享保内検事業が発動される以前の薩摩藩農村では「門の崩壊や耕作放棄がかなり一般化」して、「藩および給人の地代収奪さえ不可能になる極めて不安定な状況が内包」されていた一方で、「既耕地である本田畠における著しい土地生産性の高まりと、近親・名子等の余剰労働力による耕地の拡張が進展」し、旧来の「生産力水準の背離を修正し、新しい生産力水準とその掌握が図られる必要があつた」と内検発動の必然性や動因を指摘され、その実施目的に関して「要するにこの内検の基本的意図は、藩が名頭・名子の請取高の基準を明示すると同時に一門の標準高なしい標準規模を確保し、貢租

負担の平均化創出に基づき封建的生産関係を強化して収取の貫徹を図ることにあつた」とされている。

氏は、享保内検直前段階における薩摩藩領では相当地域にわたつて著しい衰退もしくは荒廢状況に陥っている農村がある一方で、土地生産性の著しい上昇と人口増加をあわせ実現して耕地の拡張を進展させている地域も藩内には広範にあつた、という当時の薩摩藩農村におけるアンバランスな「地面親疎」状態の展開の事実を明らかにされた後、享保内検では、このような藩の農政運営上大きな障害となつている薩摩藩農村の地域偏差の問題の根本的解消が企図される一方で、農民たちの安定的な農業経営や生産活動の基盤となる農民配当分の耕地受取高の基準を明確にしたり農民貢租の負担の公平化を図つたりしてやつて、領内における封建的生産関係を強化をして農民貢租の収取貫徹を実現するために享保内検は実施されたとして、内検直前段階から薩摩藩で精力的に展開されていた積極的な農政のもと享保内検事業の実施は避けられない必然的なものであつた、とする認識を示しておられる。

以上、桑波田・黒田両氏の享保内検についての論考の骨子の部分を紹介したが、すでに明らかなように二人の学究は享保内検の背景や原因、及びその実施目的等については詳細に論及されているが、その直接的な発端となつた政治的出来事や契機等については、いずれもまったく言及されていない。しかしながら、両氏の論考を熟読含味して論旨を辿つてみると、二人とも享保内検のおこされた第一次で最大の必然的な動因を、その発端や契機をも一緒に包含して、前代からの薩摩藩農政の大きな流れとか、当時藩領一円にわたつて精力的に展開されていた積極農政とか、いずれも歴史的必然性のもと内検以前の薩摩藩側の固有な藩内事

情に全面的に求めて認識されていることが理解される。

### c. 直接的発端や契機に関する一般的理解

以上、みたところから明らかなように、享保内検の直接的発端となつた政治的出来事や契機等に直接関心をもつて本格的に研究・考察したり著述したりしたものは、これまで全くない。

しかしながら敢えて享保内検の直接的発端となつた政治的出来事や契機等を問題として問いが発せられた場合、先にみた「大御支配次第帳」や「享保御引并御支配頭書大概 全」等から確認される知識、及び桑波田・黒田両氏の論考から得られる認識や理解と同じく、今日一般には、享保内検事業は、その背景にあつてもっとも大きな原因となつたと理解されている前代以来の歴史的必然性のもと、あくまでも内検直前の薩摩藩側の固有な藩内事情と主体的動機に基づいておこされた政治的出来事であつたとするのがこれまでの常識的理解や認識といえる。そしてまた、内検の発端や契機等については、このような認識を前提として付属的に理解され語られてきたのも一般的であるといつてもよい。

さて、享保内検はこれまで理解されてきたように、本当に全面的に当時の薩摩藩側の固有な藩内事情に基づく主体的動機と前代からの藩農政と深く関わつた歴史的必然性の中でのみ起こつてきた事業だったのであるか。この問題の解明の糸口を掴むために、少し回り道をして次に享保内検期に薩摩藩が行なつた農民年貢の増収策についてみてみたい。

### 3. 享保内検と農民年貢の増徴政策

近世前期、幕府領や一般諸大名領においてそれぞれの領主財政の基盤

を固め財源増大への途を開くために、検地事業ほか、さまざまな方策や手段が用いられて農民年貢の増徴を図る試みが精力的になされたという歴史事実があることはよく知られている。

ところで薩摩藩に関するこれまでの研究を振り返つてみた場合、論証抜きの問題提起的な論考はにおいて、薩摩藩の享保内検を当時の農民年貢増徴政策との関わりで本格的に取り上げて考察・論及したものはない。享保内検の場合、農民年貢の増徴政策はどうなつていたのであるか。

#### a. 内検当初に藩が表明した公約

享保内検に着手する当初の段階において、農民年貢の増徴ということに関して、薩摩藩が領民にどのような考えを表明し通達していたかを知ることのできる史料がある。

〔享保七年九月廿一日〕家老種子島久基達書

〔鹿児島県立図書館所蔵「大御支配次第帳」所収〕

右之次第候得者、此節御支配ニ付増高等茂有之、御勝手向宜様ニ被仰付訳ニ無之候条、此旨を以御検地之儀心地位表盛憲法之基可罷成儀を専一相考、且又御配当ニ付上下無申分、末々之者迄致安堵候様有之度候、

この享保内検の実施を初めて領内に布達した享保七年九月二十一日付の家老種子島久基達書をみると、藩は享保内検の着手に先立って、今度の内検実施が領内における増高創出を企図して、すなわち検地を利用して領内石高の打ち出しを行なつて農民年貢の増徴を実現し、藩財政の状

態を好転させるために今回の内検事業を起こしたのではないとする基本的な考えを表明し公約している。

しかしながら、この藩の公式布達をもって、五年余りに及ぶ享保内検の全期間を通じて、薩摩藩領では増高操作等を通しての農民年貢の増徴を目的とした農政がいつさい実施されることはなかったという理解をもつことは正しくない。

#### b. 西郷隆盛の上書にみる享保内検

若い時に約一〇年間ほど藩の郡方への勤務経験をもって、薩摩藩の農村事情や農政及びそれらの歴史について精通していた西郷隆盛が、安政三年（一八五六）に「農政に関する上書」という意見建言書をしたためて藩主島津斉彬に上申したものが残っている。<sup>(37)</sup>

〔安政三年夏頃〕西郷隆盛の農政に関する上書

〔原本、東京大学史料編纂所蔵〕

享保大御支配之義者、一時之権謀を以郷々増高相成候分ハ郷高二可被仰付との趣ニ而、専郷役任せ之事故、頻ニ掛を揚げ増を募候由ニ御座候処、惣濟之上都而御蔵入ニ相成、民心を失ひ候儀者勿論、偽を教候付直様田賦相乱れ、其弊追々延蔓いたし、実ニ奸吏之為ニ膏血を絞り取れ候訳ニ御座候。

これによると、西郷は、享保内検において藩当局が領内諸郷の郷役人を督励して詐欺まがいの指導までして内検時には盛んに石盛を上げさせて各郷の石高を打ち出させておいて内検の完了時点ではその打ち出した石高増加（増高）分は全て「御蔵入」として藩庫に収公してしまったと

いう歴史事実があったことを指摘し、あわせてそのことが因となって享保内検後、藩の農政に対する一般領民の民心が失われることになって、内検から遠からずして薩摩藩の土地制度や税制の乱れ・動揺を引き起こすことになって大きな弊害をもたらしてしまったということも指摘している。

西郷隆盛によると、享保内検時には当初の公約とは裏腹に、現実の内検の過程では藩の積極指導によって藩の財源増大を結果する蔵入分の増高政策が領内諸郷で盛んに行なわれたというのである。

#### c. 享保内検にみる薩摩藩の年貢増徴策

さて、西郷隆盛は、享保内検において藩が諸郷役人を督促して積極的な増高政策を推進したと指摘しているのだが、実際のところはどうかだったのだろうか。

享保内検の際に領内諸郷で実施された個別的検地の史料が県内各地に残されている。これらの史料に基づいて、それぞれの地域で実際の検地がどのように行われているかを具体的に検証してみると、西郷の指摘するような事例やそれと本質を同じくするような類似の事例を相当数確認できる。

第一に、「伊作御仮屋文書」（吹上町教育委員会所蔵）中のいくつかの史料によると、伊作郷中原村の享保内検では、農民配当用として確保すべき石高（門高）が実際の検地前からあらかじめ存在し、その実現にむけて高打ち出しの検地が行われたことを推測できる。<sup>(38)</sup>

第二に、「山崎御仮屋文書」（宮之城町教育委員会所蔵）の宗門手札改帳類を中心とした郷村史料によると、山崎郷久富木村の場合、享保内

検直前に実施された享保五年検地の部分的修正にとどまってはいるけれども、実際の「御検地」の過程では、仕明開墾地系統の未だ十分に耕地化が進んでいない、したがって土地生産性が安定しない不熟不良の相当面積の土地が農民配当用の門高に取り込まれていつているのではないかと推測できる。<sup>(39)</sup>

第三に、伊作郷中原村や山崎郷久富木村、それに高江郷久見崎村の享保内検時の実際の検地事例に、先に紹介した西郷隆盛の享保内検についての指摘を合わせて考えてみると、この内検事業にあつては、藩内広範にわたつて、それまで農民たちへの配当対象にはされることがなかったような開発されて未だ日も浅い仕明開墾地系統や干拓新田系統の生産性の劣悪・不良の土地が相当量門地に繰り込まれる一方で、多面ではそれまで一般に用いられてきた土地評価の基準（石盛）をかなり上回る新たな土地生産力評価が設定されて相当な量の高打ち出し（増高）が行われたのではないかと推察される。<sup>(40)</sup>

第四に、享保内検以降の薩摩藩検地の実施状況をみた場合、早い所では内検終了から数年も経ないうちに検地門割による藩権力の挺入れを受けた農村（例えば、日向国志布志郷安楽村では内検終了から僅かに四年後の享保十六年<sup>(41)</sup>、薩摩国伊集院郷古城村ではその翌年の享保十七年<sup>(42)</sup>、大隅国市成郷諏訪原村では十一年後の元文三年にそれぞれ検地門割が実施されている）がかなり実在するという事実があるのに加えて、それからしばらく経った寛保・延享年間（一七四〇年代）頃に至ると、薩摩・大隅・日向の三州領内広範にわたつて農民たちが著しく疲弊して生活に困窮するという現象が発生し、深刻な荒廃状況に陥つた農村が藩内にあまねいて頻出してきている歴史事実がある一方<sup>(44)</sup>で、享保期頃までは大きな伸び

を示し増加してきていた薩摩藩農村人口が、この時期を節目として急速に鈍化し停滞傾向に向かつていくという歴史事実がある。

これらの事実は、先の第三で指摘したような方法などによって、藩が享保内検を通して領内農民たちに定め課した公役負担には内検以前の時代のもの比べてかなり無理があつて過重であつたのではないかとことや、そのことがその後間もなくしておこつている領内農民の疲弊や農村人口の停滞傾向をもたらす一つの大きな要因となっているのではないか、といったことなどを推測せしめてくれるからである。

#### d. 日置郷日置村の元禄期検地増高分の

##### 返還上納問題

さらには、第五の事例として、藩庫蔵入分の農民年貢の増収にかける享保内検当時の薩摩藩の並々ならぬ貪欲なまでの熱意や姿勢を具体的に窺うことのできる貴重な史料がある。<sup>(45)</sup>

東京大学史料編纂所所蔵の島津家文書中「日置御礼使并用帳書抜二」という史料の中に、享保十二年三月から四月にかけて家老種子島久基から日置郷の領主島津左衛門久甫及びその中抑宛に発せられた、同郷内日置村の内検事業に関する三通の藩庁からの指令文書が収められている。

これを見ると、享保内検発動の当初に藩が打ち出していた、あの藩の財源確保を直接的目的とした増高は実施しないとする公約や方針に対して、現実に内検事業が起こると、藩が実際には藩庫蔵入分の農民年貢増収にどれくらい関心や熱意をもって、どんな手立てを講じていたのかという、藩の具体的努力の一端をつぶさにかい見ることが出来る。

三通の藩の指令通達のうち、最初に発せられた享保十二年三月の家老

種子島久基達書（A）によって、享保内検事業も終末に近づいた享保十二年の春、私領主日置島津家には内検事業と関わって極めて対応に苦慮を余儀なくされる出来事が起こったことを知ることができる。以下、史料に即してその出来事と事態の展開を示すと次のとおりである。

島津左衛門久甫領有の日置郷日置村に、享保内検事業にともなう検地実施のために、藩から郡奉行三原武兵衛が派遣されていると調べ作業を進めているうちに、次のようなことが判明した。

享保十二年（一七二七）から遡ること三〇年前の元禄十一年（一六九八）、日置村では郡奉行猪俣久右衛門が担当した検地があり、その時の「門割」を通して日置村には一四石余の増高があった。こういった検地によって出てくる「位増高」分と称する検地打ち出しによる増高分は、藩の取納規定では、例えそれが日置村のような「一所持切」の私領地内の村のものであっても、全て藩庫「御蔵入」分として藩に収公される性格のものであった。ところが、その後、この元禄の日置村検地増高分は藩に収公されないで私領主島津左衛門方分に増高され、その増高分にかかる年貢の収納もこの三〇年間島津左衛門方で行ない取り納めてきているというのである。

そこで、どうしてこのように長年にわたって島津左衛門方で藩法に違反した検地増高の取り込みと年貢収納が続いてきているのかということが当然問題となり、郡奉行の三原武兵衛によって、このような事情に及んだこれまでの経緯を日置島津家に問い糺し調査が実施されることになった。そして三原が藩に報告した調査結果は、だいたい次のようなものであった。

「元禄十一年検地による日置村増高分一四石余は、門割終了後に、他所にある日置島津家知行の何処かの領地と「繰替」（交換）を藩に許可

してもらって正式に取得するつもりか、あるいは検地増高分に相当する「代銀上納」をもって取得するつもりかのいずれかの措置がとられることになっていたのかもしれないが、そのようなことを確認できる関係文書や記録類は何れ残っていない。おそらくは元禄十一年の検地門割の際に藩の関係部局の方で十分な詮議・検討がないままに、担当郡奉行が検地増高分の日置島津家知行分への増高を容認する指示を与えてしまったことと、一方それを受けた当時の現地日置島津家の私領役人たちも藩の検地増高に関わる取納規定に通じておらず理解していなかったために、その後このように長く増高を日置島津家のものとして年貢収納を続けさせる手落ちが発生することになったものと思われる。」

この三原の報告を受け、藩庁が取り扱いを検討して決定し、日置島津家に与えた指令は、「これまで日置島津家知行分として扱われてきた元禄十一年の日置村検地増高分一四石余を収公することにした。また元禄十一年から享保十二年までの間に同家で取り納めた増高分の年貢「所務米」高に相当する分についても収公することにしたので、これまで上納が済んでいる出来分を除いて藩に全額返納せよ。ただし本を糺せば、元禄検地の時の藩の郡奉行の手落ちにも責任があるので、これまで三〇年間の利子米は免除してやる。そして所務米を一括して上納することが難しいようであれば、少しずつ分割で上納してもよろしい」というものであった。

以上の藩の指令を受けた日置島津家はどうしたか。第二番目の四月の家老種子島久基達書（B）を読むと、その後、日置島津家では元禄十一年の検地増高分一四石余りを含めて日置村全体を纏めて完全私領としたいとして、その分と同家が日置外に持っている高との繰り替え交換を

「日置村の元禄検地增高収公に関する史料」

※出典、「日置御礼使并用帳書抜」

〈東京大学史料編纂所所蔵〉

A〔享保十二年三月〕家老種子島弾正久基達書

島津左衛門江

左衛門私領日置之内日置村、此節就御検地郡奉行  
三原武兵衛差越候処、元禄十一寅年郡奉行猪俣休  
右衛門致門割、增高拾四石余有之、左衛門方江取  
納被致来候、位增高之儀者一所持切之内二而も御  
藏入二被召上御法之処二、右通左衛門方江致取納  
候儀何様之訳も候哉と、武兵衛より相糺候得共、  
繰易又者代銀上納二而為被申受書留等も無之候得  
者、其節不詮儀ニて郡奉行申出、其筋二被仰渡、  
所役人共二茂不案内ニ而数年取納為致来と相見得  
候由武兵衛申出候、右次第故增高拾四石余先年已  
来右高所務と茂被召揚候、出米之儀者年々上納為  
有之筈候間、出米之分相除上納可有之候、畢竟郡  
奉行致違故利米之儀者御免被成候、右所務米一度  
上納方差支候ハ、漸々上納可有之候、  
右御格之通可申渡候、已上、

三月

弾正

B〔享保十二年四月〕家老種子島弾正久基達書

島津左衛門江

右私領日置之内日置村、元禄十一寅年門割之節位  
增高拾四石餘有之、今度御藏入被仰付候、然共日  
置一圓相纏申度候間、右高拾四石余外持高之内御  
繰易被下度旨被申出候、右願之通繰易被仰付候、  
右御格之通可申渡候、以上、

四月

弾正

C〔享保十二年四月〕家老種子島弾正久基達書

島津左衛門

中抑江

左衛門私領日置之内日置村、元禄十一寅年位增高  
拾四石余有之、今度被召揚候、右高之所務米百貳  
拾九石余上納申渡候処、左衛門勝手向難統他借等  
有之ニ付、此節上納難叶候間、三拾ヶ年府上納被  
仰付被下度旨申出候、然共願之通二者難申付候条  
十五年府一ヶ年二米八斛余ツ、上納申付候、  
右御格之通可申渡候、以上、

四月

弾正

藩庁に願ひ出たことがわかる。また直後の同じ四月に発令された第三番目の家老種子島久基達書(C)によると、元禄十一年以降日置島津家が取り納めてきた三〇年間の所務米の全額一二九石余りを藩に返納するようにとの指令に対して、同家では財政難を理由に三〇箇年賦での返納を請願したこともわかる。

このような日置島津家から出された願ひや意向に対して、藩はどのような指令を与えたのだろうか。第二番目と三番目の四月の家老達書をさらに読んでいくと、そのことがわかる。すなわち検地増高分一四石余の繰り替え交換願ひは藩に許可されているが、三〇年間分の所務米一二九石余の三〇箇年賦での返納願ひは認められず年に米八石余宛の一五箇年賦での返納を命じられたことがわかる。

ところでこの元禄十一年の検地増高分に関する記事は、これを最後にその後の「日置御礼使并用帳書抜二」中にはまったく出てこない。したがって、おそらくは日置島津家では藩のこの指令を受け入れて、元禄の日置村増高一件に関する問題は決着していったものと思われる。

以上、多分に元禄十一年検地における藩農政方(郡方)の手落ちに大きな原因があつて日置村増高一件に関する問題はおこつたことが考えられるのであるが、それはさておいて、享保内検も終りに近づいたころ、藩の規定に違反する形で元禄十一年以来三〇年間にわたつて日置島津家が知行を続け年貢取納を行なつてきた元禄期検地増高分のことが内検にともなう実際の検地の過程で摘発されて、その検地増高分の全てが藩の規定通りに収公されたばかりでなく、三〇年間にわたつて日置島津家が取り納めた年貢所務米に相当する分の全額返納までも命じられて、その返還上納に同家が甚だ苦慮した歴史事実があつたことが判明する。

以上の事例は、享保内検期間中に薩摩藩が貪欲なまでに並々ならぬ意欲をもつて藩庫蔵入分の年貢増収に努めた様子的一端を具体的にかいま見ることのできる貴重な事例といえる。

これを前項でみた一から四の事例とあわせて考慮すると、日置島津家が直面した元禄期検地増高分の返還上納問題に類似したような事例はほかにかなりあつたのではなからうかと推測される。

#### 4. 享保内検による薩摩藩の石高増加

これまでの考察を通して、藩が享保内検当初に明らかにした方針や公約とは裏腹に、内検事業にともなう現実の検地事業では、薩摩藩が藩庫収入分の年貢増収を図るために、一方では高打ち出しによる増高政策を積極的に押し進めるかたわら、他方では従来違法に集積されていた私領主等の高の摘発と収公にも積極的に努めたことが判明した。

それでは享保内検を通して薩摩藩にはいったいどれくらいの石高増加(増高)があつたのであろうか。

##### a. 藤井本「要用集抄」について

このことを調べるのに非常に貴重な史料がある。薩摩郡入来町の藤井重壽氏所蔵の史料中に「享保年間御改」と仮表題を付された史料の写本があるが、この中に昭和五十六年に東京大学出版会から刊行された「近世入来文書」に収められて「島津領衆中私領石高并用夫等書留」<sup>(46)</sup>と文書題を付された年代不明史料が含まれている。

これは薩摩藩の外城・私領毎に衆中総人数や外城の衆中人鉢もしくは



私領の家中土数、及び所総高・外城衆中高・私領家中土高・寺社高・村落数・農民用夫数・野町用夫数・浦用夫数等を書きあげた統計資料で、一般によく知られる文政十一年（一八二八）改編の『薩藩政要録』（原題「要用集」、鹿児島県立図書館刊行）及び安政元年（一八五四）頃の改編とされる『要用集』（県立図書館刊行）のそれぞれ第五卷に収められている一部史料「諸郷郡分地頭附并郷士人跡持高之事」とほとんど同種の統計史料である。（以下、『近世入来文書』の史料題は長いので、藤井本「要用集抄」と仮称する。）

筆者は、藤井本「要用集抄」に収載されたデータが『薩藩政要録』や『要用集』に収められているものより一世紀以上もさかのぼる正徳三年（一七二二）頃の非常に古い貴重なものであることを最近確認した。<sup>(47)</sup>

正徳三年という点、目下問題にしている享保内検が開始される享保七年（一七二二）から纔かに九年前のことである。したがって藤井本「要用集抄」はこれまで全く窺うことのできなかつた享保以前の薩摩藩の諸外城や私領、及び藩全体の実勢をそれぞれ個別のかつ全体的に具体的な数値でもって知ることができると非常に貴重な統計史料といえる。

#### b. 享保内検期間中における薩摩藩の石高増加

藤井本「要用集抄」のデータの成立時期と推定される正徳三年頃から一二年経った享保十年（一七二五）段階の、すなわち享保内検にとまなう全領引并作業を通して確定した段階の薩摩藩の領内石高や耕地面積等を内訳とともに留めている統計資料が「大御支配次第帳」に収められている。この「大御支配次第帳」と藤井本「要用集抄」に収められたデータから、内検時の薩摩藩の高打ち出しによる増高がどれくらいあったか

を知ることができる。

次の第9表は、正徳三年頃と享保十年段階における薩摩藩の薩摩国ほか大隅国・日向国諸県郡・琉球国・道之島など地域別の内高、及び薩隅日三州分の合計高・それに琉球国・道之島分を加えた総計高を示したものである。

この表を見ると、正徳年間から享保内検時の領内引并作業にいたる約一〇年ばかりの纔かな期間に相当量の石高増大が薩摩藩領のそれぞれの地域で発生していることがわかる。すなわち薩摩国・大隅国・日向国諸県郡・琉球国・道之島の総石高でみた場合約三万六四〇〇石余もあって、その内訳は三州合計高で二万八三〇〇石余の増大、琉球国・道之島合計高が八一〇〇石余もの増大となっている。

このうち琉球国の増高分三三四六石余については、享保内検に際して薩摩藩が琉球側に強く指示・要求した寛永内検の時の盛増高（寛永盛増高）の半分の盛増率の採用を琉球側が受け入れた結果生じた増高、すなわち薩摩藩による実際の本格検地は行なわれたことのないまま盛増という数字操作によって発生して加算されることになった石高増加であったということとは「大御支配次第帳」のデータや記事から確認される所である。最近の豊見山和行氏の研究でも、琉球の享保の新盛増高が、その受け入れを当初から強く指示・要求した薩摩藩と種々理由を並べて受け入れを渋る琉球王府との間で、相当な期間にわたる長期の交渉が続けられた後に琉球側が受け入れ出現することになった石高増加であった事実が指摘されている。<sup>(48)</sup>

それでは、それ以外の薩摩藩領の増高分、特に薩隅日三州の合計内高の増加分二万八三〇〇石余をもたらしている高の内容を構成しているも

第9表 正徳期と享保内検期の薩摩藩の内高、及び増加分と増加率

国・郡名、等 (※出典)	正徳3年(1713年)頃 (※藤井本「要用集抄」)	享保10年(1725年) (※「大御支配次第帳」)	増高(増加率)
薩摩国	293,045石	308,293石	15,248石(5.2%)
大隅国	247,218石	255,085石	7,867石(3.2%)
日向国諸県郡	152,529石	157,661石	5,132石(3.4%)
琉球国・道之島	137,821石	145,987石	8,166石(5.9%)
薩隅日三州合計	692,739石	721,041石	28,302石(4.1%)
総計	830,614石	867,027石	36,413石(4.4%)

のは何だろうか。次にみてみたい。

### c. 享保内検期の石高増加の発生要因

一般に検地事業に連動して藩の領内高の石高増加(増高)はどのように発生していくのか。領内総検地事業を境として領内石高が大きく増加している場合、その発生要因としては三つのケースが考えられる。

一つはそれまでの検地帳には未登録だった大量の耕地(新田開発や仕明開墾等によって新出した耕地とか、検地の過程で大量に摘発された隠田畑とかいった類の耕地)が検地によって正式に把握されて高として出現してくるケースであり、二つ目は実際には大きな石高として把握・登録できる新規の田畑は存在せず耕地の実質面積は以前とほとんど変わらないのに石盛操作によって大量の石高増加が発生しているケース、そして三つ目は前述の二つの方法が一緒に組み合わされて行われることによって大量の石高増加がおこっているケースである。

前掲の三つのケースのうち、正徳年間から享保内検期にいたる約一〇年間の二万八三〇〇石余の三州石高増加は上記のいずれのケースを発生要因としておこっているのだろうか。

まず最初のケースについて検証してみる。鹿児島県の明治以前の土木事業や土木行政を調べ纏め上げた優れた書に『鹿児島県維新前土木史』<sup>(49)</sup>という本がある。これには江戸時代の薩摩藩の治政下でおこった開地開田事業も網羅的に調べ挙げて詳細に著述されている。

この書によって、正徳年間から内検引并が実施された享保十年までの間に新しく出現して内検で正式に高に結ばれ検地打ち出し高として旧来の領内高に加算された可能性の高い開田事例として確認できるものは、

享保元年に大隅国日当山郷の新川水天淵を取水口とした用水路が完成したことによって出現した日当山から国分地域にかけての約三六五町歩の灌漑田地、正徳から享保初期にかけて薩摩国高城郷の高城川に祇園堰が造られたことによって出現した約五四町歩の灌漑田地、享保三年築造の薩摩国伊作郷の麓堰による約五〇町歩の灌漑田地、享保九年築造の大隅国曾木郷の西太良野坂溜池を利用して生まれた約二〇町歩の灌漑田地の合せて四例である。<sup>50</sup>これらは合計面積にして約四九〇町歩という数量になる。

さて、この四九〇町歩にのぼる田地であるが、これらは新開まもない土地であるから、享保十年段階においてはおおかたは生産力の不熟不良な耕地が大半だったのでなかろうかと推察される。したがって石高の算定にあたっては全体的に低めの石盛が採用されたことが考えられるのであるが、そのことはにおいて、この四九〇町歩の田地を享保内検時の平均的な石盛をもって石高に換算してみた場合、いったいどれくらいの数量が得られるのであろうか。

「大御支配次第帳」中に「薩隅日琉球高払総」という統計資料を収めている。これによると享保内検で確定した薩摩藩の総石高を八六万七〇二八石余とし、その内訳を薩隅日三州分七二万一〇四一石余・道之島分五万一七五六石余・琉球分九万四二二〇石余としている。

このうち薩隅日三州分と道之島分を合わせた七七万二七九七石余の土地種目別の内訳を、前掲同帳の「薩隅日琉球田惣総」は田高六三万一二六七石余・島高一三万八八二七石余・上木高一五六五石余・塩浜高一二九石余として、これに相当する土地面積として田地四万〇八一三町歩余・島地四万八三九九町歩余・塩浜地一一二町歩余としている。<sup>52</sup>

以上の資料より得られる薩隅日三州と道之島の田地合計高六三万一二六七石余という数量と、これに相当する田地合計面積四万〇八一三町歩余という数量に基づき、正徳年間から享保十年までの開田地四九〇町歩を石高に換算してみると約七六〇〇石相当の数量が得られる。

先に正徳三年頃から享保十年までの薩隅日三州の石高増加分が約二万八三〇〇石あることを明らかにしたが、これと比べて『鹿児島県維新前土木史』によって確認される当該期の新開出現の田地分約七六〇〇石は非常に少ない。

享保内検時には『鹿児島県維新前土木史』に掲げる四つの開田事例のほかに農民や郷士（外城衆中）の自助努力によって出現していた小面積の新開の田畠類もあつて、これらも高に結ばれて石高表示がなされていたことも推察されるのであるが、この分を含め考慮して多く見積もつても、正徳期以降に新開出現して享保内検時に初めて石高表示を受けて新出した三州増高分は一万石を超えることはないかと推測される。

また一番目のケースによる領内石高の増加を考える際にあわせて考慮しなければならぬものに、大量の隠田畑の摘発という問題があるが、これについては、これまで享保内検期間中にそのようなことが行われて大量の隠田畑の類が内検高に取り込まれていったということを指摘した研究や先学の話を耳目にしたことがないし、そのような歴史事実を示す史料や記録類も確認できない。これらのことから、享保内検期間中の大量の隠田畑摘発の事例の存在を全く否定はできないが、実際にあつたとしても、そのような事例は非常に少数で耕地も小面積の事例に止まつているのではないかと推測される。したがって隠田畑摘発を原因とした大幅な石高増加の可能性は考えられない。

となると、享保内検時に初めて石高表示を受けて出現したと思われる石高分（多くても一万石前後）を差し引いた、残りの約二万石近い三州石高増加分は一番目のケースによって発生したものではないということになる。

この石高増加分が一番目のケースによるものでないとするならば、あとは二番目のケースにより発生しているのしか考えられない。すなわち先に指摘した正徳三年頃から享保十年までの間に増加している三州石高分二万八三〇〇石余の約三分の二に相当する二万石に近いと推測される増加高は享保内検時の石盛操作により出現した増高分として理解できることになる。

享保内検事業において、薩摩藩が内検着手に先立って藩家老名による公式布達をもって示した公約や方針とは裏腹に、藩領あまねいて石盛操作による増高実現に積極的に努めたことや、そのことによって実際に打ち出された領内石高増加（増高）分が相当規模に上るものであったという歴史事実の存在を具体的な数値をもって確認できる。

##### 5. 享保内検時の増高政策のもつ意味

このような公約違反ともいえる増高政策を薩摩藩はどうして積極的に推進したのか。その背景に薩摩藩のいかなる事情があったのだろうか。

先に指摘したように、西郷隆盛にいわせれば、享保内検時に諸郷役人を詐欺まがいの督励・指導までして藩が積極的な増高政策を推進しなければならなかった理由は何だったのか。

すでに明らかにしたように、石盛操作に基づく大量の増高は農民たちにとっては年貢の増徴を結果するものである一方、反対に藩にとっては

年貢の大幅増収に結果して財源拡大をもたらす性格のものである。

薩隅日三州分で約二万石前後であったのではないかと推定される石盛操作に基づく大量の増高は、薩摩藩の藩庫蔵入分の大幅な年貢増収をもたらすだけでなく、その後の同藩の財政運営にも大きな利便を与えるものであったことも容易に察しがつく。

このような石盛操作に基づく大量増高のもつ意味と享保内検で全額規模で増高政策が精力的に展開されているという事実を合わせ考えると、当初の公約とは裏腹に、享保内検の実際のところでは当初から薩摩藩によって石盛操作を通した大量の増高の創出・確保が積極的に図られ、それをベースにして藩財政の積極的な増収が企図されていた事実を窺うことができる。

種子島久基の名で布達された当初の公約とは裏腹に、享保内検の当初から石盛操作による積極的な増高政策が藩により企図され準備されていたということである。

さて、万治内検から六〇余年もの長い間領内総検地を実施することのなかった薩摩藩が、享保七年の秋九月になってやにわに権力発動をもって内検事業に着手し、その最初から石盛操作による積極的な増高が企図され、その推進のためには詐欺まがいの手法まで用いなければならなかった事実の意味するものは何だろうか。

このことは内検事業の着手に先立つ享保七年段階のこの時期薩摩藩当局が何らかの事情や理由によって、ある意味ではなりふり構わず、早急にして恒常的な一定の藩財源の確保や増大に積極的に努めなければならぬ政治的な必要性に迫られていたことを意味している。すなわち早急に恒常性をもつ一定の財源確保に精力的に努めなければならぬ切迫した

事情に当時の薩摩藩が置かれていたことを示しているものである。

## 6. 享保内検の増高政策と幕府「上米の制」

享保七年段階の薩摩藩を財政的に非常に切迫した事情に追い込み、あわせてその問題解決のための一手段として石盛操作を通じた高打ち出しによる藩庫蔵入分年貢の大幅増収という非常の政治手法を薩摩藩にとらせることになったものは何か。

### a. 幕府「上米の制」と薩摩藩

この時期に、薩摩藩の政治に極めて大きな影響を与えた可能性が考えられる政治的出来事に、享保内検の開始を告げる領内布達の約二か月前の享保七年七月に幕府から指令され開始されることになった「上米の制」がある。以下、この上米の制について少しみてみたい。

上米の制とは、江戸幕府八代將軍徳川吉宗が享保の改革の本格的着手にあたって、当面の極度の幕府財政難の急場をしのご乗り切るための臨時的な非常の財政措置として大名たちに向けて実施したもので、その政策内容は参勤交代制の緩和等と引き替えに、一万石につき米一〇〇石の割合でもって、大名たちから持高の百分の一に相当する石高分を米ないしは金・銀で毎年春と秋の二回に分けて幕府に上納させるというものであった。

薩摩藩の場合、最初幕府が薩隅日三州の領地判物高六〇万五八六三石余の百分の一に相当する六〇〇〇石の上納でよいとしたのに対して、琉球も薩摩藩領域としていた薩摩藩は、幕府の指示分に琉球判物高一二万三七一一石余を加えた七二万九五七五石余の百分の一の上納にしてほ

しいとの願いをくり返し、その結果、幕府からあらためて七二九五石の上米の上納が命じられている。<sup>(55)</sup>

薩摩藩では七二九五石に相当する分を春秋の年二回に分けて米ないしは金・銀で上納することとして、享保七年の十一月を最初として同十四年三月まで、米で八回（二万九一八〇石余）・金子で六回（一万七八〇〇両余）の延べ十四回、七年間分の上納を幕府に続けている。<sup>(56)</sup>この間に上納した総額を全て米高に直して示すと五万一〇六五石という相当量にのぼる。

ところで薩摩藩が義務づけられた年間の上納米七二九五石という数量についてであるが、これはあくまでも全国一般に通用の幕府石高制下での米高のものであって、仮にこれを当時の粃九斗六升をもつて高一石とする薩摩藩独自の粃高に基づいて石高換算をした場合、薩摩藩から幕府への年間上納分は約一万五〇〇〇石余となり、七年間に上納を余儀なくされた薩摩藩の上米総石高は薩摩藩粃高にして一〇万石をはるかに超える膨大量にのぼることになる。

享保七年七月に幕府から突発的に指令されて開始されることになった上米の制により、その後薩摩藩は長期間にわたって相当額の財政支出を恒常的に強いられることになったことが理解される。

### b. 幕府の上米指令に対する薩摩藩の対応

参勤交代制による大名たちの江戸滞在期間の半減と引き替えに実施された上米の制は、一般的には参勤在府中の巨額の財政支出を大幅に抑えられる性格のものであったところから、大名たちにも好感をもって受け入れられた政策であったと理解されている。しかしながら、近世初頭以

来ほぼ慢性的・恒常的な財政難に苦しんできた薩摩藩の場合、実際にそのような事実が検証・確認されない突発的な幕府の発令当初の段階においては、上米の制によって上納を義務づけられる年間相当額の上米高から予測されるその後長年にわたる多額の恒常的財政支出は、藩の財政方を中心とした藩当局に相当な衝撃をもって深刻に受け止められたのではないかというところは容易に推測されることである。

「上米」の指令は財政的に困窮しているからといって、それは決して拒否して避けることのできるような性格のものではなかった。幕府の指令を受けた後、薩摩藩の藩政運営に関わる国元の藩上層部や財政方の実務役人たちが、それをどのように受け止め、どういった対処をみせたか具体的・直接的に彼らの思いや動きを知ることのできる史料は確認できないのであるが、突発的・至上の「上米」の指令を幕府から得た後、上米開始によって求められる新たな財源をどう確保し、どのように対処していくのか、そしてそのことによつて一層の悪化が予想される藩財政をどのように維持し運営していくのかといった、その後の藩財政運営上の方策を早急に見出し講じていく緊急の政治的必要性に薩摩藩が迫られたことを推測することは難くない。

こういった切迫した非常の状況のもと、その後、薩摩藩では具体的な問題打開の方途や対処法等が機動的に検討され対応策が講じられていったであろうことが推察される。

このようにみてくると、先に指摘した、享保内検開始直前段階の薩摩藩をして相当額の恒常的財源の確保のために精力的に努めなければならぬという切迫した事態に追い込んでいた最たる要因は幕府の上米の指令とその開始にあったということが理解される。

すなわち享保内検での石盛操作を通じた増高政策に象徴される薩摩藩の積極的な年貢増収策は、幕府上米の制の開始により、その後予測される多額の藩財政支出分に見合う新たな財源の捻出や補填を最大の目的として実施されたものであったことが明らかになるのではない。

とするならば、享保七年九月を期して開始された薩摩藩享保内検は、その直前の二か月前に指令され開始されることになった幕府の「上米の制」に直接的に大きく触発・影響された薩摩藩が敢えて決断し実施に踏みきることになった一大事業であったということもできることになる。換言するならば、薩摩藩の享保内検は幕府からの「上米」の指令という突発的的重大な他動的要因があつてはじめて薩摩藩が決断をなして実施に運ばれることになった事業であつたということである。

#### 7. 享保内検の直接的契機

薩摩藩の享保内検に関する研究を振り返つてみた場合、これまでに幕府「上米の制」との関わりに注目して本格的に考察し論じた研究はほとんどなかった（論証を抜きにした問題提起的な論考まで広げると、宮下満郎氏の「上米について」<sup>57</sup>が唯一あつた）。

しかし今回の考察を通して、薩摩藩の享保内検と幕府の上米の制という二つの政治的出来事の間には、非常に密接な関係があることを明らかにした。

両者が非常に関わりの深いものであるとするならば、そして特に薩摩藩の享保内検が幕府の上米の制に大きく触発され影響を受けて起こされた事業であつたとするならば、そういった新しい事実を付加して薩摩藩の享保内検という事業をもう一度みつめ直して見る必要がある。そして

その上で、これまでの享保内検についての学問的業績やそれに基づいて形成されている歴史認識といったものも相応に補強し改めていかなばならない必要性が生じてきているといえる。

さて、近世中期の薩摩藩にとって最大の政治的出来事であった享保内検を引き起こす最大の要因にして直接的な契機となったものは何だったのだろうか。

先に、享保内検研究の先達である桑波田興氏と黒田安雄氏の論考を大づかみに紹介した。

その中で、まず桑波田氏については、近世初期以来一貫して藩体制の確立を強く目指して動いた薩摩藩政の中で展開された一連の農政の大きな流れ、具体的に換言すると藩が薩摩藩農民に対する封建的な土地支配をどのように強化して徹底・貫徹したものにしていくかを農政上の最大の関心事や目的として展開された近世初期以来の一連の大きな農政の流れにおける終着・完結点に位置するものとして享保内検を説かれ、そのような前代からの一連の積極・能動的な藩農政の展開のもとで享保内検が薩摩藩によって起こされたのは歴史の必然性に基づくものであった、とされる氏の認識を紹介した。

またもう一方の黒田氏については、享保内検が始まる直前段階の薩摩藩においては藩領の相当地域にわたって衰退や荒廃に苦しむ農村が数多存在する一方で、多面では土地生産性の上昇や人口増加・耕地の拡大等を実現・進展させて目覚ましい上昇を続けている地域もあるという非常にアンバランスな状態が領内農村に展開していたという歴史事実を踏まえて、このような地域偏差に基づく薩摩藩農村問題の根本的な解消を目指す一方で、農民たちの安定経営を実現し生産活動の基盤を確立してや

るために農民の受け取れる耕地の高の基準を明確にして保証してやったり貢租負担の公平化を図ってやったりしてやって封建的な生産関係を強化し、結果として藩が薩摩藩農民から取り納める貢租徴収の一層の強化・拡大や貫徹を実現することを目的に実施されたものが享保内検であったことを説かれ、内検直前段階から薩摩藩で精力的に展開されていた積極的な農政のもと享保内検の興起は必然的なものであったとする認識を示されていることを紹介した。

享保内検がおこされた背景や最大の原因を、前代以来続いている藩農政の大きな流れ、もしくは内検直前から続けられていた積極的な藩農政の展開といった、両氏ともいずれも内検当時の薩摩藩側の固有な藩内事情に基づく薩摩藩の主體的な都合や意志に全面的に起因しておこった出来事として享保内検を理解しておられることがわかる。

そして薩摩藩が、享保七年九月という時期を選定して内検事業の実施を決断するにあたって、すなわちこの時期、薩摩藩をして具体的にそのような重大決断に至らしめた直接的発端や契機が何だったのかということについては、両氏の論考では特に問題とされ言及されているところはない。ただ両氏の論考の論旨を辿っていくと、内検の直接的発端や契機についても背景や原因に対する理解とまったく同列の線上におかれて認識されているように理解される。

しかしながら、両氏が指摘される当時の薩摩藩で展開されていた藩農政の性格とか固有な藩内事情とかいった類のものは、当時の藩当局者をして内検実施の必要性を強く認識させたり、実際に内検が起こされるうえでのひとつの大きな要因となり背景であり得た性格のものではあっても、そのことがあえて薩摩藩をして享保七年九月という時期を選定せし

め、その権力を全面的に発動させて領内の総検地事業に着手せしめることになったという歴史事実の起こりについては何ら必然的根拠を与える性格のものではない。

歴史の書を繙いてみると、社会的に影響の大きい重大な政治的出来事が起こっている場合、凡そそのような政治的出来事が起こる以前から、その背景や原因として蓄積されてきているものがどんなに大きくとも、実際の場面でそういった背景や原因自体が現実社会の前面に躍り出て、具体的な形を伴った政治的・社会的出来事に押し上げられて出現しているケース、すなわち背景や原因自体が即具体的・直接的な契機となつて特定の歴史事象が起こっているケースは案外と少なく、実際には本来それらの背景や原因といったものとはまったく異質で次元を異にする突発的でインパクト性の強い他動的なものが直接的な契機や主要因となつて実際の行政にあずかる政治責任者の決断を引き出し大きな政治的・社会的出来事が起こっているケースが意外と多いことに気づく。

享保七年九月という時期を期しての薩摩藩の享保内検の開始は、桑波田・黒田両氏が指摘されるような当時の薩摩藩側の一方的・主体的都合や要請といったものを直接的な契機として起こったものではなく、その約二か月前に突如として幕府から指令された上米の制の開始という藩当局にとって非常に衝撃性の強い他動的要因を直接の契機として起こることになった政治的出来事であつて、藩財政運営上の理由から当時機動的に対応することを求められた薩摩藩が機動的に決断して実施することになった領内総検地事業であつたといえる。

## 8. 享保内検の目的

享保内検が、これまでに明らかにしてきたような江戸幕府による「上米の制」の開始という突発的で他動的な要因に大きく衝き動かされて起こされたものであつたという性格をもつ政治的出来事であつたとするならば、その事業の目指したものは何だつたのか。

薩摩藩が享保七年に内検事業をおこした当初にあつて、先ず目的としたところは、幕府の上米の制の開始によって、その後に予測される薩摩藩財政の緊急にして長期的多額の財政支出分に対する補填・充足のための農民年貢の捻出・確保にあつたものと考えられる。

そしてさらには、内検実施というせつかくの大事業の断行を好機として、前代から積み残して未達成のままに据え置かれてきていた藩農政上の課題や当時藩内広範に存在していた農村問題をも一挙全面的に解消することを合わせ目的として、桑波田氏の指摘される薩摩藩農村における幕藩制大名領主的土地支配の貫徹を実現して均分的門割支配体制を藩領普遍的に創出させることを通して、黒田氏の指摘される封建的生産関係強化による農民収取の強化・実現を図る事業を推進することにあつたものと思われる。

桑波田・黒田両氏の表現を借りて少し難しい言い回しをしたが、以上のことをかいつまんでわかりやすく述べるならば、幕府への上米上納分の財源の捻出と確保という面から機動的対応を求められた薩摩藩が、約六〇数年ぶりに領内総検地事業の実施を決断することになった折角の機会を最大限に利用して、前代から藩が企図しつつもなかなか実現できずに長年持ち越されてきていた藩農政上の宿題、すなわち薩摩藩農村や農民たちに対する封建的な土地支配を藩にとって制度的には究極的理想に



近い状態にまで昇華・貫徹させていくことを通して、領内いたる農村において門割制度の均分支配体制を普遍的に創り出し、そのことを通じて領内農民一般からの年貢取の徹底強化・貫徹をはかって藩庫蔵入分貢租の積極的増大の実現を目指していたものが薩摩藩の享保内検であったと考えることができるということである。

## 五. 結びにかえて

### ― 享保内検研究に関わる今後の課題 ―

今回の考察で、薩摩藩の享保内検が幕府上米の制に大きく触発・影響されて起こった政治的出来事であったということを示した。すなわち幕府の上米の制の開始が指令・開始されることによって、その後緊急かつ長期的に予測される多額の財政支出に対応するための藩の財源の捻出と確保をはかるために薩摩藩が享保内検の実施を決断することになったということ、したがって藩当局にあつては公式布達とは裏腹に内検当初から積極的な増高政策を通しての領内農民への増税実施が企図されていたこと、そして内検事業の実際の展開においてもそのような増高・増税政策が精力的に展開された歴史事実があつたことを明らかにした。

薩摩藩の享保内検がこのような性格のものであつたとするならば、この享保内検期に藩領一円にわたつて藩によって生み出された均分的な農村の意味、及び藩によるそのような農村秩序の創出目的や村落編成の意図とかといったものを改めて問い直してみる必要がある。

また享保内検から遠からずして藩領全域で起こってくる深刻な薩摩藩

農民たちの疲弊と農村荒廃化現象の進行、及びそれらの現象と期を一にして符合したように、他面で進行している薩摩藩農村人口の急激な伸びの鈍化から停滞への移行といった社会現象等についても、その原因を内検以降の近世後期の藩農政や農村問題にのみ求め見つけることには問題があるように思われる。これらも改めて見詰め直して享保内検との関連性を注意深く検証し考察してみる必要があるように思われる。

薩摩藩の享保内検には、解明しなければならぬ重要な研究課題がまだまだ数多残っている。

### 【注】

- (1) 鹿兒島歴史研究会編（一九九六年）。
- (2) 原口虎雄「薩藩郷土生活の経済的基礎」（一九五三年、宮本又次編『九州経済史研究』）
- (3) 原口虎雄、前掲論文、及び「鹿兒島県の歴史」（山川出版社）
- (4) 小野武夫「旧鹿兒島藩の門割制度」（一九二三年、帝国農会）
- (5) 鹿兒島県編（一九四〇年）。
- (6) 鹿兒島県編（一九五四年）。
- (7) 原口虎雄「門割制度」（『平凡社世界歴史辞典 第廿巻』）  
「旧き小作関係と手作関係の構造と成長」（『日本農業発達史 別巻上』）ほか。
- (8) 桑波出興「薩摩藩の万治内検」（秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』）

「享保内検の研究」（佐々木平五郎・斉藤毅編『薩摩半島の総合的研究』）

「薩藩の太閤検地に関連して」（五味克夫編『鹿兒島中世史研究会報 33』）

「薩摩藩の太閤検地について」（同 編『鹿兒島中世史研究会報 34』）

〔藩政の成立〕 外様藩藩政の展開―薩摩藩〕〔岩波講座日本歴史10 近世2〕

〔南九州と門〕(秀村選三編『薩摩藩の構造と展開』)

〔万治内検に関する一考察〕(秀村選三編『西南地域史研究 第二輯』)

〔大正十九年御前帳関係史料の一考察〕(秀村選三編『西南地域史研究 第三輯』)

〔薩摩藩の初期検地について〕(鹿児島大学教育学部社会科学教室編『鹿児島地域の地域と歴史』) ほか。

〔薩摩藩の初期検地について〕(鹿児島大学教育学部社会科学教室編『鹿児島地域の地域と歴史』) ほか。

〔幕藩制社会と石高制〕(瑞書房)

〔石高制と九州の藩財政〕(九州大学出版会)

〔幕末における門割制度と農業経営の一形態〕(秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』)

〔鹿児島藩の仕明地開発について〕(秀村選三・五味克夫・松下志朗編『西南地域史研究 第七輯』) ほか。

(10)

黒田安雄

〔薩摩藩享保内検の一考察〕(秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』)

なお黒田氏には近年「近世後期薩摩国山崎郷々村の様相」(藤野保先生還暦記念会編『近世日本の社会と流通』)と「薩摩藩の知行制と外城郷土」(愛知学院大学文学部紀要 第二十五号)の優れた二論考があり、両稿の中で薩摩国山崎郷や伊作郷の近世中期から後期の薩摩藩の外城制度、及び門割制度や検地・門割等についても論じておられる。

しかし、こと後者の門割制度や検地・門割の分野の論述に関するかぎり、筆者との本来的な研究方法や一部史料の解釈・活用上の違いに加え、両稿の論述にはいずれも若干の事実誤認の箇所があることにより、筆者は全面的には肯首することはできない。

また前記両論考のうち後者におかれては、筆者の「近世中・後期の薩摩藩農村構造(二)」(秀村選三編『西南地域史研究 第三輯』)の論考を少なからず利用されて論を進められながら、そのことには敢えて触れられることなく、逆に同稿において筆者が全面的な史料解釈の誤りを犯して全体の論旨を展開しているかのような批判を頂

戴している。見解を異にされる一部の事例の問題指摘をもって論考

全体を否定されるという論述方式のために、氏の批判や指摘の要点については一部を除き全体的にはなかなかつかみ難く理解し難いのであるが、筆者は今もって前掲論文で全体を通して展開した基本的認識や論旨展開は変更する必要はないと考えている。

これらの問題、すなわち黒田氏の批判と指摘に対しては、後日稿を改めてお応えさせていただくつもりである。

(11) 宮下満朗「宮之城郷の門の名子と用夫」(原田敏明編『社会と伝承 第七巻(第二号)』)

〔浦型農村の門〕(熊本大学法文学部国史科同窓会編『國史論叢』) ほか。

(12) 島中 彬「薩州出水郷の検地―宝曆検地」(鹿児島県高校歴史部会編『鹿児島史学 第15号』) ほか。

このような問題関心のもと筆者(尾口義男)がこれまでに発表した論稿名の主なものを、参考までに列挙すると次の通りである

(13) 「近世後期の薩摩藩検地・門割(一)」(鹿児島県高校歴史部会編『鹿児島史学 第26号』)

「近世中・後期の薩摩藩農村構造(一)」(秀村選三編『西南地域史研究 第二輯』)

「近世中・後期の薩摩藩農村構造(二)」(同 編『西南地域史研究 第三輯』)

「薩摩藩の門と屋敷についての一考察」(同 編『西南地域史研究 第五輯』)

「薩摩藩の新田開発について」(鹿児島県高校歴史部会編『鹿児島史学 第32号』)

「近世後期の薩摩藩検地について(一)」(黎明館調査研究報告 第7集)

「近世後期の薩摩藩検地について(二)」(黎明館調査研究報告 第8集)

「旧薩摩藩領日向諸県地域の検地門割の実施について」(宮崎県地域史研究 第6号)

「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その一)」(黎明館調査研究報告

第9集)

- (1) 「薩摩藩の享保内検と『三州御治世要覧』」(宮崎県地域史研究 第7号)
- (2) 「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その2)」(黎明館調査研究報告 第10集)
- (3) 「享保内検以降の薩摩史研究に関連して」(宮崎県史しおり 史料編 近世5)
- (4) 「薩摩藩享保内検再考」(鹿児島歴史研究会編『鹿児島歴史研究 創刊号』)
- (5) 「宮崎県都城島津家所蔵。同種のもの」(「歴代制度」の名で東京大学史料編纂所所蔵。鹿児島県歴史資料センター黎明館にも)に影写複製史料あり。
- (6) 「薩摩藩享保内検再考」(黎明館にも)に影写複製史料あり。
- (7) 「薩摩藩享保内検の研究」に全文を翻刻・紹介してある。
- (8) 桑波田興「名頭をミョウトウと訓むの説」(秀村選三編『西南地域史研究 第二輯』)
- (9) 近世の名頭の訓みや呼称は、それぞれの地域固有の世俗的呼称についてはともかく、公的な文書や場におけるものとしては、かつて桑波田氏の問題指摘されたとおり「みょうとう」としたほうが適切と思われる。この問題については別稿で改めて取り上げたい。
- (10) 前掲、尾口義男「薩摩藩の門と屋敷についての一考察」
- (11) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その1)」
- (12) 鹿児島県立図書館所蔵。前掲、宮下満郎「宮之城郷の門の名号と用犬」(原田敏明編『社会と伝承 第七卷(第一号)』も参照すべし。
- (13) 「入来町誌 上巻」(本田親虎編『三三三』三五頁を参照すべし。
- (14) 「鹿児島県協力高事件整理書 三拾五」(影写史料、鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵)
- (15) 「有明町誌」(有明町誌編さん委員会編) 一四〇頁、二九頁、及び前掲、黒田安雄「薩摩藩享保内検の一考察」を参照すべし。
- (16) 「宮崎県史 史料編 近世5」。原本は宮崎県えびの市鬼川忠氏所蔵。
- (17) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その2)」及び「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その1)」・「同(その2)」
- (18) 「出水郷土誌」(出水郷土誌編集委員会編)

- (19) 前掲、島中 彬「薩州出水郷の検地―宝曆検地」
- (20) 「入来町誌 上巻」(本田親虎編) 三三五―三八頁を参照すべし。
- (21) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その1)」
- (22) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その2)」
- (23) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その1)」
- (24) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その2)」
- (25) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その1)」
- (26) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その2)」
- (27) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その1)」
- (28) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その2)」
- (29) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その1)」
- (30) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その2)」
- (31) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その1)」
- (32) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その2)」
- (33) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その1)」
- (34) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その2)」
- (35) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その1)」
- (36) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その2)」
- (37) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その1)」
- (38) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その2)」
- (39) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その1)」
- (40) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その2)」
- (41) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その1)」
- (42) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その2)」
- (43) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その1)」
- (44) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その2)」
- (45) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その1)」
- (46) 前掲、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その2)」

蛇足ながら、原本との照合作業を通して筆者が気付いた分について『近世入来文書』所収の藤井本「要用集抄」の脱落箇所の記事を補い、誤植の箇所を正して示すと、次のとおりとなる。

1. 三五二頁の下段二行目 (谷山郷の箇所)  
(誤植) 豆山 ↓ (正) 谷山
2. 三五二頁の下段十三行目 (喜入郷の箇所)  
(脱落) 家中土百拾四人 ↓ (正) 百六拾四人
3. 三五二頁の下段六行目・七行目 (穎娃郷の箇所)  
(脱落) 高千二百三拾八斗五升五合四勺九才 ↓ (正) 三拾石八斗  
(誤植) 内高貳百貳拾壹石貳斗七升貳合九勺三才 ↓ (正) 壹才
4. 三五二頁の下段十三行目 (川辺郷の箇所)  
(脱落) 衆中惣人数五百二十八人 ↓ (正) 川辺
5. 三五二頁の下段十五行目 (川辺郷の箇所)  
(脱落) 高八千四百拾八石八斗貳升壹合八勺壹才 ↓ (正) 貳拾八石
6. 三五四頁の下段十四行目 (伊作郷の箇所)  
(脱落) 高千七百六拾貳石四斗五升六勺 ↓ (正) 衆中高
7. 三五五頁の上段九行目 (永吉郷の箇所)  
(誤植) 用夫百八拾六人 ↓ (正) 百八拾八人
8. 三五五頁の下段十一行目 (市来郷の箇所)  
(脱落) 衆中惣人数八百拾三人 ↓ (正) 八百四拾三人
9. 三五六頁の上段八行目 (百次郷の箇所)  
(誤植) 内三石六升 ↓ (正) 六斗
10. 三五六頁の上段十一行目 (山田郷の箇所)  
(誤植) 衆中惣人数・・・ ↓ (正) 衆中惣人数・・・
11. 三五七頁の上段十四行目と十五行目の間 (入米郷の箇所)  
(脱落) <※記載一行欠落> ↓ (正) 野町用夫五十六人

12. 三五七頁の下段二行目 (山崎郷の箇所)  
(誤植) 高五千五百四拾三石七斗七升八合六勺三才 ↓ (正) 三千・・・
13. 三六〇頁の上段十二行目 (水引郷の箇所)  
(誤植) 高七千三十六石七斗八升四合五勺三才 衆中高 ↓ (正) 所惣高
14. 三六〇頁の上段十二行目と十三行目の間 (水引郷の箇所)  
(脱落) <※記載一行欠落> ↓ (正) 千五百三石壹斗九升九合七勺貳才 衆中高
15. 三六〇頁の下段九行目 (薩摩国合計欄の箇所)  
(誤植) 合惣高入 ↓ (正) 合衆中人躰
16. 三六二頁の上段一行目 (田代郷の箇所)  
(脱落) 衆中人 百四人 ↓ (正) 衆中人躰
17. 三六二頁の上段二十二行目・二十四行目 (高山郷の箇所)  
(誤植) 三ヶ村 ↓ (正) 七ヶ村  
用夫五百九拾八人 ↓ (正) 九百九十式人  
野町用夫四十人 かこしまより十二り半 内海路八里  
↓ (正) 野町用夫百壹人 かこしまより十三り・・・
18. 三六二頁の上段二十四行目 (高山郷の箇所) と下段一行目 (大始良郷の箇所)  
(脱落) <※記載一行欠落> ↓ (正) 浦用夫四拾式人  
始良 衆中惣人数百七十九人  
衆中人躰 五十五人  
高六千六百十三石八斗四升八合一勺貳才 所惣高  
高三百四十九石一斗八升一合九勺五才 衆中高  
内七十壹石八斗九升五合八勺三才 寺高  
三ヶ村  
用夫五百九拾八人  
野町用夫四十人 かこしまより十二り半 内海路八

- 19 三六二頁の下段十八行目 (鹿屋郷の箇所)  
 (脱落) 衆中人 九十七人  
 ↓ (正) 衆中人 鉢
- 20 三六二頁の下段二十二行目 (鹿屋郷の箇所)  
 (誤植) 内高城村・大隈郡之内  
 ↓ (正) 大隈郡
- 21 三六三頁の上段五十六行目 (串良郷の箇所)  
 (誤植) 高七百九十七石壹斗三升三合式勺七才 衆中高  
 ↓ (正) 壹合
- 22 三六三頁の上段二十四行目と下段一行目 (百引郷の箇所) の間  
 (脱落) 内四石八斗壹升式合五勺  
 ↓ (正) 寺社高
- 23 三六三頁の上段二十四行目 (恒吉郷の箇所) と下段一行目 (財部郷の箇所) の間 (末吉郷についての十行の記載全文が脱落せり。)  
 末吉 衆中惣人数千八百八十九人  
 衆中人 鉢 三百廿人  
 高一萬五千四百五十四石四斗四勺四才 所惣高  
 高二千三百五十六石六斗式升七合四勺三才 衆中高  
 内二十六石 寺高  
 七ヶ村  
 内中裏村・大裏村八日州諸具郡庄内南郷之内  
 用夫千三百八拾八人  
 野町用夫三十六人  
 かこしまより十四り半 内海路九里
- 24 三六四頁の下段六行目 (国分郷の箇所)  
 (誤植) 内内山田村・内村・見頭山・  
 ↓ (正) 見次村
- 25 三六四頁の下段二十三行目 (曾於郡郷の箇所)  
 (誤植) 内四拾式石五斗壹升五合壹才 寺高  
 ↓ (正) 内四拾壹石
- 26 三六六頁の下段十八行目 (曾木郷の箇所)  
 (脱落) 内式石  
 ↓ (正) 寺高

- 27 三六六頁の下段九十一行目 (溝辺郷の箇所)  
 (誤植) 高三千七百七十七石八斗六升六合四才 所惣高  
 高百十一石六斗五升四合四勺五才 衆中高  
 ↓ (正) 七十七石
- 28 三六六頁の下段十三行目 (溝辺郷の箇所)  
 (誤植) 用夫四百三十五人  
 ↓ (正) 四百三十四人
- 29 三六七頁の上段十行目 (山田郷の箇所)  
 (誤植) 高式百六十六石六斗四升六合八勺七才 衆中高  
 ↓ (正) 八升
- 30 三六八頁の上段十九行目 (志布志郷の箇所)  
 (脱落) 衆中人 三百廿四人  
 ↓ (正) 衆中人 鉢
- 31 三六八頁の下段六十七行目 (松山郷の箇所)  
 (誤植) 高式千七十石壹斗八勺五才 所惣高  
 高五百廿八石八斗七合式才 衆中高  
 ↓ (正) 壹升
- 32 三六九頁の上段十九行目 (穆佐郷の箇所)  
 (脱落) 衆中人 百廿二人  
 ↓ (正) 衆中人 鉢
- 33 三七〇頁の上段十六行目 (高原郷の箇所)  
 (誤植) 衆中惣人数四百八十九人  
 ↓ (正) 衆中惣人数
- 34 三七二頁の上段十九行目 (日向国合計欄の箇所)  
 (脱落) 合惣高 五萬式千五百廿九石六斗四升四合四才  
 ↓ (正) 拾五萬
- 35 三七二頁の下段二十四行目 (日向国合計欄の箇所)  
 (誤植) 内寺社高千八百五斗五升五合  
 ↓ (正) 千八百十八石
- 36 三七二頁の上段十一行目 (薩摩・大隅・日向国総合合計欄の箇所)  
 (誤植) 都合高 六九九萬式千七百九十三石四斗七升三合七勺八才  
 ↓ (正) 六十九萬

なお藤井本「要用集抄」に収められた統計データの成立時点に近接した前後の統計史料類と照合したり郷の規模から考察したりした場合、藤井本「要

用集抄」に収めるもとのデータ記事にも写本故に生じたと思われる不自然なものが若干量存在する。その一部についても指摘しておく。

○三五六頁の下段十七行目（中郷の箇所）

衆中人牒 五百四人 ↓ ※五十四人を誤写したものと推測される。

川内市の「古文書を読む会」では藤井本「要用集抄」の原本複写史料を同会のテキスト本として作成して所蔵する。

(47) 尾口義男「享保内検以降の薩藩史研究に関連して」（『宮崎県史しおり 史料編 近世5』）

蛇足ながら黒田安雄氏は前掲論考「薩摩藩の知行制と外城郷土」において、この「島津領衆中私領石高并用夫等書留」（藤井本「要用集抄」）に収められたデータを享保四年のものとして用いておられるが、氏の年代指定は誤っている。

(48) 豊見山和行「近世中期における琉球王国の対薩摩外交」（曾根勇一・木村直也編『新しい近世 ② 国家と対外関係』）

(49) 鹿児島県土木課編（昭和九年）。

(50) 『鹿児島県維新前土木史』（鹿児島県土木課編）四六〇九頁、及び七三三頁。

(51) 前掲、桑波田興「享保内検の研究」を収めた『薩摩半島の総合的研究』四〇一―三頁。

(52) 前掲同、「薩摩半島の総合的研究」四一三―一五頁。

(53) 「享保七年九月佐久間盛村願書」及び「享保七年十月朔日佐久間盛村願書」ほか（『鹿児島県史料 旧記雑録追録三』五八九―九〇頁）。

(54) 「享保七年十一月七日大坂蔵奉行朝倉義房外三名連署請取状」（前掲書五九五―九六頁）。

(55) 「享保十四年三月八日大坂蔵奉行筒井順明外三名連署請取状」（前掲書八二六―一七頁）。

(56) 薩摩藩が上納した年次別上米の内訳については宮下満郎氏の業績「上米について」（鹿児島県高校歴史部会編『鹿児島史学 第22号』）があり、本稿は氏の業績によった。なお薩摩藩は一般諸藩に比べ一年半早く上米を免除されたが、その理由や経緯についても前掲宮下論文は明らかにしている。

(57) 前掲、「鹿児島史学 第22号」（鹿児島県高校歴史部会編）

## 後記

本稿は編集上の体裁や本文中の文章・語句の表記等に若干の差異があるものの、本誌に先立って平成九年秋に刊行された鹿児島県高校歴史部会編『鹿児島史学 第四十三号』に発表した「薩摩藩享保内検と幕府享保の改革」にほぼ同一する論文である。

本稿は、早くから『黎明館調査研究報告 第11集』にて発表用の論文として原稿を整えて準備しておいたものであるが、かつて私の上司（黎明館調査史料課長）としていろいろと御指導やお世話をいただいた鹿児島県高校歴史部会長島中彬氏より、ほとんど読者層の異なる高校歴史部会の機関誌『鹿児島史学』への重複投稿を依頼されたことを受けて、内容同一する論文を前後して発表させてもらうものである。

『鹿児島史学』の奥書にもふれたように、本稿は平成八年六月二十九日の川内市立図書館主催の講演会で行なった講話「薩摩藩の農政と享保内検について」、及び同年十月十八日に出水市文化会館で開かれた鹿児島県高等学校歴史部会研究会において行なった研究発表「薩摩藩の農政と享保内検」をベースに、補足して作成したものである。

なお、本稿に掲載した諸表のうち日向国関係の飯野郷池島村のもの（第5表）と高城郷大井出村のもの（第6表）の作成にあたっては、宮崎県史編さん室より貴重な史料の閲覧や調査研究等に多大の便宜を図っていただいたほか、同編さん室の黒木広志氏・安藤正純氏ほか多くの職員の方々の懇切なるご協力とご教示もいただいた。

また、鹿児島県入来町藤井重寿氏所蔵の藤井本「要用集抄」の原本照合にあたっては同家及び川内市の郷土史研究家木場武則氏のご高配とご

協力にあずかった。

そして本稿執筆のベースになった薩摩藩門割制度に関する私自身の今日的認識の素地となったもの、及び享保内検についての研究の契機や考察を進める上でのヒントや手法は、長年にわたって懇切な御指導をいただいている鹿児島大学名誉教授桑波田興先生より賜わったものである。

末尾ながら、本稿成立までにお世話になった多くの方々に深く感謝の意を表し厚く御礼を申し上げます。

